

本庄市排水設備指針と解説

(令和4年度版)

編集・発行本庄市上下水道部下水道課

目次

第1章 排水設備と指定工事店・排水設備工事責任技術者	6
1.1 排水設備の定義.....	6
1.2 指定工事店の責務.....	6
1.3 排水設備工事責任技術者の施工範囲.....	6
1.4 排水設備の分類.....	7
1.4.1 宅内排水設備.....	7
1.4.2 私道の設備.....	7
第2章 公共下水道と農業集落排水	8
2.1 根拠となる法令.....	8
2.2 宅内排水設備における違い.....	8
2.3 使用料金体系の違い.....	9
第3章 申請の手順	10
3.1 手順の概要.....	10
3.2 申請前の準備.....	11
3.3 計画確認の手続.....	11
3.3.1 申請区分の区別.....	11
3.3.2 水栓の把握.....	12
3.3.3 休止届が必要な場合.....	12
3.3.4 書類について.....	12
3.4 計画変更時の手続.....	13
3.4.1 軽微な変更の協議.....	13
3.4.2 協議および報告を要する変更.....	14
3.5 工事完了後の手続.....	14
3.5.1 完了届の提出.....	14
3.5.2 開始届の提出.....	15
3.5.3 開始届が不要な場合.....	15
3.5.4 メーター番号と水栓番号.....	16
3.6 完了検査.....	16

3.6.1	完了検査目的.....	16
3.6.2	完了検査.....	16
3.6.3	検査の事前連絡.....	17
3.6.4	検査の方法.....	17
3.6.5	抜き取り検査について.....	17
3.7	書類の記載内容の検証.....	18
3.8	罰則規定.....	18
第4章	技術上の基準.....	20
4.1	屋外排水設備.....	20
4.1.1	取付ますの位置.....	20
4.1.2	宅内ますの配置.....	21
4.1.3	ますの最小径.....	22
4.1.4	会合点のます.....	22
4.1.5	段差ます.....	23
4.1.6	管路の高さ調整.....	23
4.1.7	その他の特殊ます.....	24
4.1.8	配管の勾配.....	24
4.1.9	管路途中の継手.....	26
4.2	屋内排水設備.....	26
4.2.1	排水系統.....	26
4.2.2	ディスプレイシステム.....	26
4.2.3	床下集合配管.....	27
4.2.4	屋内配管とますとの合流.....	27
4.2.5	地中埋設管.....	27
4.2.6	屋内配管系統における掃除口.....	28
4.2.7	除害施設.....	29
4.2.8	阻集器.....	30
4.2.9	特定施設.....	30
4.3	私道の設備.....	32
4.3.1	設備の位置づけ.....	32

4.3.2	ますの仕様	32
4.3.3	管径と勾配	32
4.4	例外措置について	32
4.4.1	既設管の使用	32
4.4.2	勾配確保の優先順	32
4.4.3	異径ソケット	33
4.4.4	屋外露出配管	33
4.4.5	複数段ドロップ	33
第5章	図面の作成	34
5.1	図面作成上の留意点	34
5.1.1	図面の意義	34
5.1.2	記入すべき要素	34
5.1.3	接続しない排水設備	35
5.1.4	端数処理	35
5.1.5	つなぎかえ工事の屋内配管	36
5.2	設備図記号	36
5.2.1	図記号の表記ゆれについて	36
5.2.2	屋内配管	36
5.2.3	雨水系統	37
5.2.4	副管と掃除口	37
5.2.5	取付ますのオフセット	37
5.2.6	水道メータ	37
5.3	記入における注意点	39
5.3.1	ます番号	39
5.3.2	区間長	39
5.3.3	ますの天端高さ と 地盤高	39
5.3.4	段差点の表記	40
第6章	その他の添付書類	41
6.1	既設管の利用	41

6.2	一部排水のみの接続	41
6.2.1	外流しは接続できません	42
6.2.2	その他の排水の一部不接続.....	42
6.2.3	複数水栓の一部の不接続	42
6.3	特殊営業に係る排水量の減免措置について.....	42
6.4	排水設備の共用.....	42
6.5	阻集器の設置	43
6.6	デスポーザシステムの設置.....	43
6.7	基準外施工.....	43
6.8	特殊な施工.....	43
第7章	書類の様式.....	44
	排水設備新設等確認申請書	45
	排水設備工事設計材料調書	46
	排水設備等変更（軽微な変更）届.....	47
	排水設備等完了届.....	48
	除害施設新設等届.....	49
	除害施設休止（廃止）届.....	51
	除害施設設置（構造の変更等）工事完了届	52
	除害施設承継届	53
	除害施設等管理責任者選任（変更）届.....	54
	除害施設等管理責任者特認申請書.....	55
	公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届.....	56
	本庄市農業集落排水設備新設等確認申請書	57
	排水設備工事設計材料調書	58
	本庄市農業集落排水設備工事完了届	59
	本庄市農業集落排水処理施設使用（開始・休止・廃止・再開）届.....	60
	本庄市農業集落排水処理施設使用料人数変動届出書.....	61
	一部不接続確約書（下水）	62
	取り壊し不接続確約書（下水）	63

一部水栓のみ接続確約書（下水）	64
グリストラップ維持管理誓約書.....	65
ディスポーザシステム維持管理誓約書.....	66
既設管使用願.....	67
基準外施工承認願.....	68
特殊排水設備等承認願	69
承諾書	70
第8章 参考資料.....	71
8.1 誤接合対策事例.....	71

第1章 排水設備と指定工事店・排水設備工事責任技術者

1.1 排水設備の定義

排水設備とは、公共下水道へ汚水を排除するために私人の設ける排水管、排水渠その他の排水施設を指します¹。また、通説的な解釈として、これらに付随して設置されるますおよびマンホールのほか、屋内の排水管、これに固着する洗面器および水洗便所のタンクならびに便器を含みます²。

1.2 指定工事店の責務

公共下水道整備の目的は、「都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与する」ことです³。この目的の達成のためには、適切な排水設備による接続が保証されていること及び設置後も適正な維持管理がなされ正常に機能する事が、非常に重要です。

このため、多くの公共下水道管理者は、接続のための工事が適切に行われることを確実にするために、指定工事店制度を設けています。登録には責任技術者の専属などの要件があり、これにより、間接的に適切な接続を保証し、前出の目的を達成することとしています。

公共下水道へ接続する排水設備は、法に規定する技術上の基準⁴に適合していなければなりません。設置は受益者の義務とはいえ、その実施には専門的な知識と技能が必要です。指定店は、市と住民をつなぐパイプ役として、公共下水道の普及の一端を担う重要な立場にあることを強く認識し、適正かつ誠実な工事と事務の遂行に努めることが求められています。

1.3 排水設備工事責任技術者⁵の施工範囲

責任技術者が施工を行う範囲は、排水設備に限られます。これは、責任技術者の技術的範囲が排水設備に限定されているためです。

取付管は、下水道の本管施設に付帯する設備ですので、その管理は下水道管理者が行います。したがって、排水設備には該当せず、責任技術者の施工範囲には取付管の設置等の工事は含まれません。

ただし、排水設備の施工にあたって、既設の取付管を必要最小限の範囲で調整する作業を制限するものではありません。取付管の工事にあたっては、責任技術者の資格の有無にかかわらず、工事の内容によって適切な技能を有する者が行う必要があります。

¹ 下水道法（以下「法」）第10条第1項

² 下水道排水設備指針と解説、（社）日本下水道協会、2016、p.2（以下「協会指針」）

³ 法第1条

⁴ 法施行令第8条

⁵ 以下、責任技術者とする

1.4 排水設備の分類

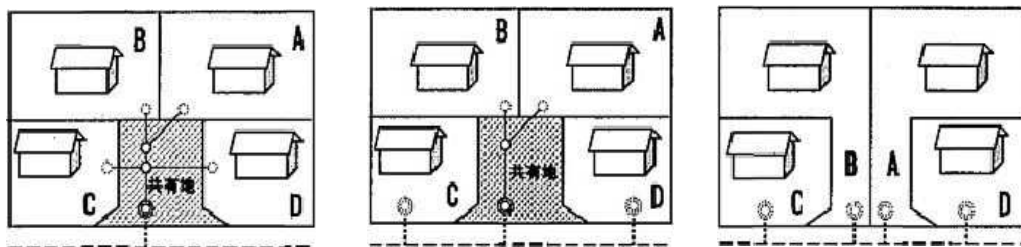
1.4.1 宅内排水設備

排水器具から排水管および宅内ますを経由して、取付ますに至るまでの設備の総称です。詳細な区分は協会指針等を参照してください。

1.4.2 私道の設備

主に位置指定道路など、受益者が共用している土地に取付管が設置されている場合に、設置義務者が共同で設ける排水設備です。設置および維持管理は土地(道路)の共有者が行います(図1.1)。

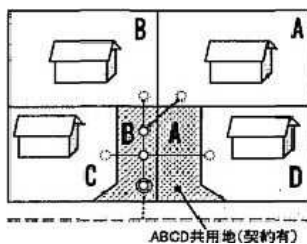
図 1.1 私道の設備



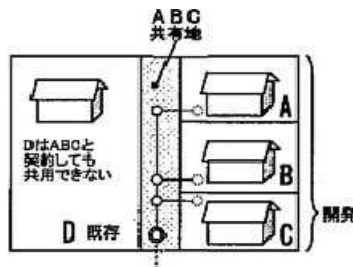
受益者すべての共有地①
→共有地の所有者全員で
共用設備を設置する

受益者すべての共有地②
→共有地の所有者のうち、
取付管がない所有者が
共同で設置することができる

共有地がない開発①
→共有設備なし(すべて
取付管対応)



共有地がない開発②
→一部の共有地を将来
にわたり共用する旨の
同意がなされ、その事
実が確認できるときに
は他人の土地を経由し
て接続できる(同時に
行われる開発による場
合のみ)



開発に含まれない世帯が
隣接
→共有地の所有者以外は
共有設備を使用しない
(他人の土地を経由しな
い接続方法が優先され
る)

※実線の部分が共有
設備にあたります。
ただし、図では便宜
上各宅地の取付ます
流出部を管理区分と
しました。
※官民境界、民民境
界の区別は省略しま
した

第2章 公共下水道と農業集落排水

2.1 根拠となる法令

公共下水道に関する規定は、法と本庄市下水道条例⁶によります。これに対して、農業集落排水は、本庄市農業集落排水処理施設条例⁷でのみ規定されています。これは、農業集落排水処理が下水道法ではなく、浄化槽法によるからです。

しかし、使用者からすると、使用形態はこれらの区別なく同様⁸です。また、集排条例では、排水設備の工事を実施する者として、下水条例を準用しています⁹ので、技術的基準は双方の整合を図り、共通としています。

2.2 宅内排水設備における違い

本市では、市の管理部分として、公共下水道では取付管と取付ますとの接合部より下流を、集落排水では取付ますと宅内排水設備との接合部より下流を、それぞれ区分しています(表 2.1)。

また、取付ますの設置方法についても違いがあり、その内容は以下のとおりです。


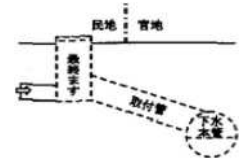
①公共下水道

公共下水道では、原則として接続の意志の有無にかかわらず、本管敷設時に取付管工事が行われます。この際には、取付管を地中にキャップ止めとし、取付ますを設置していません。これには、無断接続や誤接続が容易に行えないようにして、機能と公平性を確保するねらいがあります。また、所有者が遠隔地に住む空き地など、状況の把握が容易でない土地では、所有者の意図しないイタズラ及び事故が発生する可能性があります。このため、本管敷設時には取付ますを設置せず、接続工事の際に設置しています。なお、その費用は設置者負担としています。

②集落排水

農業集落排水では、施設加入に伴って、各戸に公費にて取付管工事が行われます。このため、取付ますは明確な理解の下に管理されることを前提としていますので、取付管設置時に取付ますを公費負担で設置しています。

表 2.1 管理区分境界の比較

	公共下水道	集落排水
最終ますの設置費用	私費(設置者負担)	公費(市負担)
管理区分の境界 ※点線部分…市の管理部分 ※最終ますより上流(白い矢印がある部分)…宅内排水設備	取付管と最終ますの接合点  ※縦型(ドロップ)は、大曲がりの流出側接合部とします	最終ますと宅内排水設備の接合点 

⁶ 以下、「下水道条例」とします

⁷ 以下、「集排条例」とします

⁸ 事業所排水の扱いに大きな違いがありますが、一般住宅や小規模事業所についてはほぼ同様です

⁹ 集排規則 第17条

2.3 使用料金体系の違い

本市の下水道使用料金は、公共下水道は上水道使用量による認定、集落排水は使用人数による定額料金で、その詳細は表 2.2 のとおりです。

なお、上水道以外の水(本庄市下水道条例第 15 条の 3 第 2 号・・・「例・井戸水」)を使用した場合の使用水量の認定は、本庄市下水道条例施行規則第 11 条の 3 のとおりです。

表 2.2 使用料金体系の違い(税抜)

区分	公共下水道	農業集落排水
基本料金	920 円/月	1,700 円/月
料金体系	上水道使用量による従量制	人数割による定額制
	10 m ³ まで	基本料金
	11-30 m ³	135 円/m ³
	31-50 m ³	150 円/m ³
	51-100 m ³	165 円/m ³
	101-200 m ³	201 円/m ³
	201-500 m ³	230 円/m ³
	501-1000 m ³	259 円/m ³
	1001 m ³ 以上	288 円/m ³
		※浴場営業は一律 40 円/m ³

公共下水道使用料金の消費税は、支払いごと(通常は 2 ヶ月)の総額に対して計算されます。

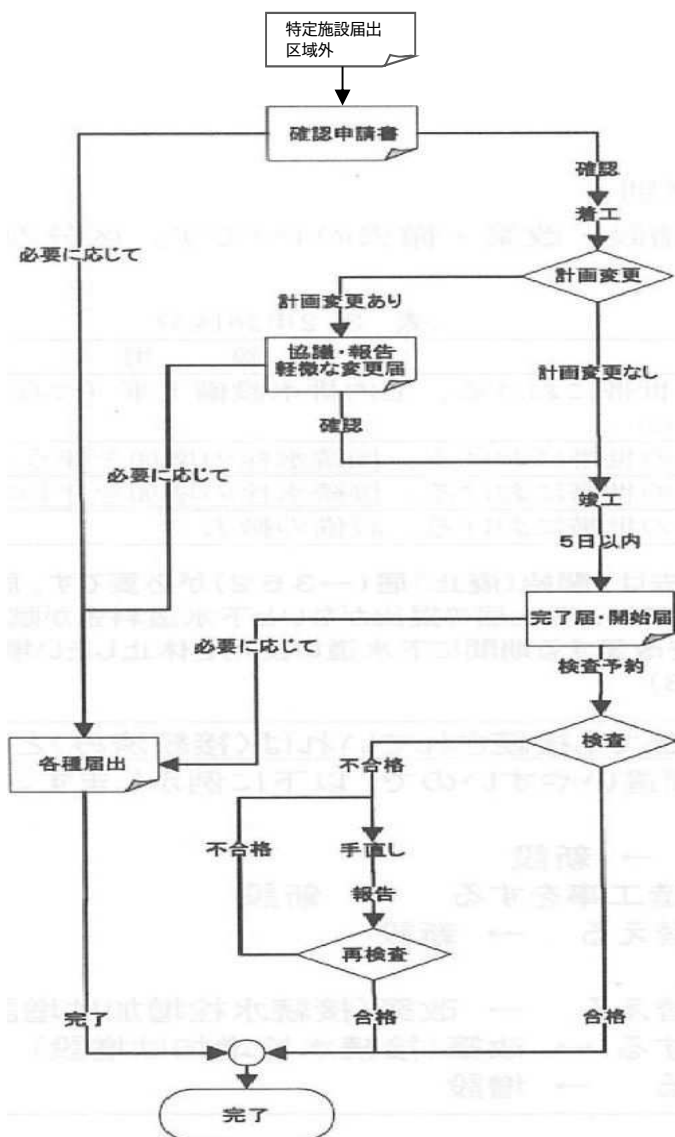
但し、農業集落排水の消費税の場合は、1 ヶ月毎の料金に対して計算され、2 ヶ月分を合算して算出します。

第3章 申請の手順

3.1 手順の概要

排水設備の施工時には、条例に決められた手順に従って一連の申請を進めなければなりません。申請の基本的な流れを図 3.1 に示します。これは条例に定められている手順であるため、やむを得ない理由によるものと市長が認める場合を除き、この手順から外れることは認められていません¹⁰。なお、この流れは、公共下水道と農業集落排水ではほぼ共通です。

図 3.1 基本的な申請の流れ



特定施設に該当する場合や下水道処理区域外から汚水を排除したい場合は、事前に届出や申請が必要になります。(→4.2.9)

※上記の図にありませんが、提出された確認申請書の内容を確認後、計画確認通知書が発行されます。計画確認通知書を受け取った後に工事に着手して下さい。

¹⁰ 原則として処分の対象になります

3.2 申請前の準備

現地踏査時には、表 3.1 の事項を的確に把握し、適正な設計に努めてください。また、調査項目に関する情報は、必ず現地で確認してください。

表 3.1 事前調査項目と目的

調査項	調査の目的
水道メータの位置	メータ情報の把握による接続水栓の特定
水道メータの数	賦課漏れによる料金未収防止
給水系統の確認	誤賦課の防止
井戸の有無	使用料の適正賦課
取付管の設置状況 ¹¹	適正設計による円滑な施工
不接続器具の有無	法の遵守のための適正な設計施工

3.3 計画確認の手続

3.3.1 申請区分の区別

申請区分は、新設・増設・改築・撤去の4つです。区分の詳細は表 3.2 によります。

表 3.2 申請区分

申請区分	適用
新設	未接続の世帯における、宅内排水設備工事（つなぎかえまたは新築による新規接続） ¹²
増設	接続済みの世帯における、 <u>接続水栓の増加を伴う</u> 宅内排水設備工事
改築	接続済みの世帯における、 <u>接続水栓の増加を伴わない</u> 宅内排水設備工事 ¹³
撤去	接続済みの世帯における、設備の撤去

※新設、増設および撤去は、開始(廃止)届（→3.5.2）が必要です。施設のみ撤去(水栓の休止または撤去なし)の場合では、廃止届の提出がないと下水道料金が賦課され続けます。

※接続済世帯で家屋を改築する期間に下水道の使用を休止したい場合には、事前に休止届が必要となります（→3.3.3）

敷地内の排水が一部でも接続されていれば「接続済み」とします。特に家屋の新築やリフォームの場合に間違いやすいので、以下に例示します。

◎未接続の世帯で、

- ・家屋を新築する →新設
- ・接続のための改造工事をする →新設
- ・既存家屋を建て替える →新設

◎接続済みの世帯で、

- ・既存家屋を建て替える →改築
- ・既存家屋の増築等に伴う配管経路の変更 →改築(接続水栓増加は増設)
- ・棟(水栓)が増える →増設

¹¹ 近日中に工事を行うことが明らかであれば、試掘時に取付ますを設置してもよいこととし、事前着工扱いとしません

¹² 未接続世帯のリフォームの伴う工事である場合は、設備の新設（つなぎかえ工事）に該当します

¹³ 家屋の建て替えによる新築であっても、接続済み世帯では設備の改築となります

3.3.2 水栓の把握

確認番号(下水道番号)は水栓番号(お客様番号)ごとに1対1で割り振られます(図3.2)。このため、水栓番号の調査時には、設置場所にある水栓の全ての使用状況を把握してください。水栓情報の調査が不十分であると、結果として下水道番号が採番されないため、下水道料金の賦課徴収ができなくなる可能性があります。

つなぎ替え工事の際に使用状況を把握していないケースが多く見受けられます。水栓の調査不足により下水道料金の未収が発生した場合には、下水道料金の未収分を遡及して請求しますので、十分に注意してください。

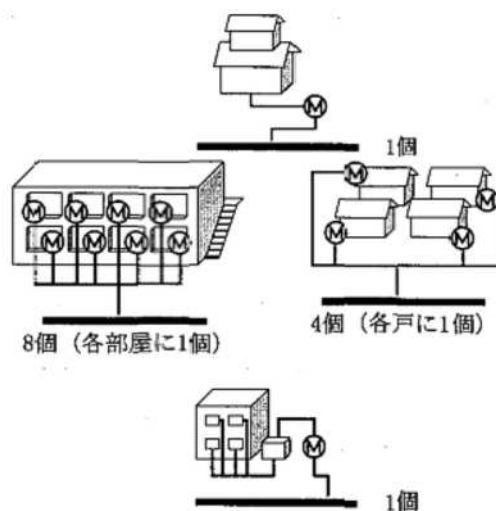
例えば、一般的な専用住宅の世帯では水栓が1つだけであることが多いですが、2世帯住宅や戸建てアパートの場合には、水栓が複数ある場合が多くあります。また、雑居ビルなどで受水槽を設けている場合には、部屋数に関わらず水栓は1つということもあります。これらは一概に定まらないため、現地での調査が非常に重要です。

図 3.2 確認番号(下水道番号)の割り振り

専用の水栓
(一般的な住宅)

各棟・部屋・フロアごとに個別の水栓 (集合住宅・戸建てアパート)

受水槽による給水



3.3.3 休止届が必要な場合

下水道を使用している世帯で家屋を建て替える場合には、既存の水栓を工事臨時用に変更しても、そのままでは下水道料金が発生します。工事期間中に下水道を使用しない場合には、必ず休止届(開始届と同じ様式)を提出してください。ただし、事後申請は認められませんので注意してください。

3.3.4 書類について

a: 必要な書類

計画の確認には、表 3.3 に示す書類が最低限必要です。書類は、同表上欄の書類が先になるように重ね、左上の1ヵ所をホチキスまたはクリップなどで留めてください。

申請書類は随時受け付けています。施工の直前に慌てて申請することのないようにしてください。条例では、計画確認前の着工を認めていません。これに違反すると、罰則適用の対象となります。(→3.8)

表 3.3 計画の確認で最低限必要な書類

提出書類	体裁	備考
確認申請書 ¹⁴ (様式第1号(第5条関係))	A4 縦片面	
排水設備工事設計材料調書 (様式第2号)	A4 縦片面	
案内図	A4 縦片面	住宅の地図
平面図 ¹⁵	A3 横片面	
縦断面図 ¹⁵	A3 横片面	敷地 1,000 m ² 以上で添付

b : 計画の確認について

申請が受理されると、市は計画の内容を確認します。ただし、記載された情報の真偽についての厳密な検証は行いません(→3.7)。また、計画の技術的要素について特記がない限りは、標準的な仕様¹⁶によるものとして扱いますので、不明な点は市と積極的に協議してください。

計画は、確認図面をもとに判断されます。適切な図記号(→5.2)を用い、必要に応じて注釈を加えるなどして、図面から現場が再現できる程度に仕上げる必要があります。

c : 計画確認後の作業

市が計画を確認すると、窓口に確認済み書類を提示します。計画は、この提示により確認されたことになり、着工が許可されます。

5日間¹⁷を標準処理期間として、何らかの判断がなされますので、適宜この提示を取りに来てください。

書類を取りに来ない場合、その現場が未着工であるものとして取り扱います。ただし、協議済みの前倒し着工物件は除きますが、この場合にも遅滞なく確認書類を取りに来てください。

3.4 計画変更時の手続

3.4.1 軽微な変更の協議

計画確認の前後を問わず、申請後に計画変更が必要となった場合には、実施前に市と協議が必要です。この際、図面または添付書類の差し替え、あるいは軽微な変更の申請¹⁸(様式第3号(第6条関係))が必要となる場合があります。

市が事前に状況を的確に把握するには、指定店からの協議および報告に頼らざるを得ませんので、この点を徹底してください。

¹⁴ 下水；様式第1号「排水設備新設等確認申請書」 集排：様式第3号「農業集落排水設備計画確認申請書」

¹⁵ 様式第2号附表2…基本的に縦断面図は必須ではありませんが、建物の規模等によっては添付を要する場合があります

¹⁶ 指針等に記載の仕様を基本としています

¹⁷ 開庁日のみを数えます

¹⁸ 下水施行規則第6条

3.4.2 協議および報告を要する変更

事前に協議または報告が必要なものは、表 3.4 に示す場合です。表中の関連事項について確認を受けずに施工すると、無断工事と同様の扱いになります。

急を要する場合には、変更後の仕様が基準を満たすことが明らかである場合に限り、後日速やかに報告することで、協議に替えることができます。また、市役所が開庁していない曜日もしくは時間帯である場合でも、その後速やかに報告をしてください。

やむを得ず特殊な施工となる場合には、状況が明確に判るよう写真を撮るなどしてください。ただし、この場合においても、変更後の施工が基準を満たしておらず、かつ事前の調査不足や計画の不備によると思われる場合には、施工不備として取り扱うことがあります。

表 3.4 協議および報告が必要な主な場合

排水ます	数の増減 大幅な経路やレイアウトの変更
排水器具	種類および数の増減(接続、不接続を問わない) 明らかな種類の変更 大幅な経路やレイアウトの変更
その他	工期都合などによる前倒し着工 規格 ¹⁹ 外品など、特殊な施工方法・材料による場合 標準的仕様による施工が事実上困難な場合

3.5 工事完了後の手続

3.5.1 完了届の提出

a : 必要な書類

完了の届出には、表 3.5 に示す書類が最低限必要です。書類は、同表上欄の書類が先になるように重ね、通常は左上の 1 カ所をホチキスまたはクリップなどで留めてください。なお、設備の改築以外の場合には、開始届²⁰の提出(→3.5.2)が必要です。

完了届と開始届とは別に処理しますので、なるべく一緒に綴じないようにしてください。

表 3.5 完了届の提出に最低限必要な書類

提出書類	体裁	備考
完了届 ²¹ (様式第 4 号(第 7 条関係))	A4 縦片面	
排水設備工事設計材料調書 (様式第 2 号)	A4 縦片面	
案内図	A4 縦片面	住宅の地図
平面図 ¹⁵	A3 横片面	
縦断面図 ¹⁵	A3 横片面	敷地 1,000 m ² 以上で添付

19 JIS (日本工業規格)、JWWA (日本水道協会規格)、JSWAS (日本下水道協会規格)、SHASE (空気調和・衛生工学会規格 (旧 HASS))

20 下水：様式第 9 号「公共下水道使用開始届」 集排：様式第 5 号「集落排水処理施設使用開始届」

21 下水：様式第 4 号「排水設備等完了届」 集排：様式第 5 号「農業集落排水設備等完了届」

b : 書類の提出日

完了は随時受け付けていますので、工事完了後 5 日以内に提出してください。

c : 竣工図面の記入

竣工図面の数値は現場での実測値に基づいて記入してください。

後日に外構を施工する等の予定があり、直ちにますの立ち上がりを調整できない場合でも、竣工図面には暫定のます探さを実測した数値を記入してください。
ます天端高さに差がある場合は、実測値を記入してください。(→5. 3. 3)

3. 5. 2 開始届の提出

開始届²²(様式第 9 号第 11 条関係/様式第 5 号第 6 条関係)は、下水道番号ごとに 1 枚必要です。集合住宅など、複数の水栓がある場合には、水栓の数だけ開始届が必要です。これは、下水道番号が水栓番号に対して一つずつ割り振られるためです。例えば、集合住宅で各部屋に個別の水栓番号が振られている場合には、部屋数分の開始届が必要です。

集落排水の場合は、人数変動出書(様式第 7 号第 9 条関係)も併せて提出して下さい。

休止中の水栓にも、開栓時に下水道料金を賦課できるよう、下水道番号が割り振られます。特に空きのあるビルなど、休止中の水栓を含む物件の工事で把握漏れが起りやすいので、入念に調査してください。

3. 5. 3 開始届が不要な場合

以下の場合には、開始届を提出する必要はありません。

- ①申請区分が改築、かつ事前に休止届を提出していない
- ②散水専用水栓(間接的にも下水道に流入しない場合)

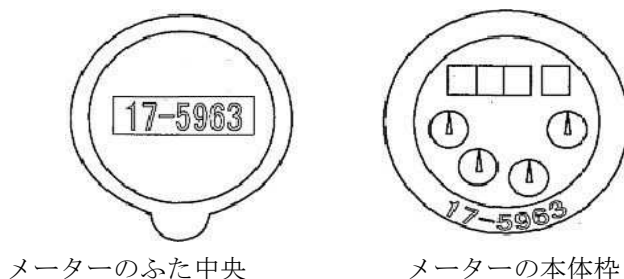
²² 下水 : 様式第 9 号「公共下水道使用開始(休止、廃止、再開)届」 集排 : 様式第 5 号「農業集落排水処理施設使用(開始・休止・廃止・再開)届」

3.5.4 メーター番号と水栓番号

メーター番号は、水道メーターに刻印してある番号(図 3.3)で、水栓番号(お客様番号)と同様に番号の重複はありません。これらは1対1の関係にありますので、料金を賦課する水栓を特定するために、いずれかの番号を把握しておく必要があります。

下水道課では、開始届に記入された内容をもとにして、下水道料金を賦課する上水道データを特定します。この際に決め手となるのが、水栓番号とメータ番号です。正確な下水道料金賦課のために、必ず記入してください。

図 3.3 水道メーター番号



メーターのふた中央

メーターの本体枠

3.6 完了検査

3.6.1 完了検査の目的

宅内排水設備の維持管理責任は、当該設備の設置者にあります。市が行う完了検査は、市条例により、施工が計画あるいはその後の協議どおりに行われたか、という点を確認する目的で行われます。

この検査により、接続が確認されます。設備の仕様をすべて確認することは不可能ですので、その詳細については指定店が作成する竣工図面で担保されています。

3.6.2 完了検査

完了検査は、本庄地域は毎週月曜日と木曜日の午前中に、児玉地域は木曜日の午後に行っています。完了届提出時に検査予約を行ってください。なお、検査希望日の2開庁日前までに完了届を提出してください。

【予約の方法】

完了検査の予約は、完了届の提出時に窓口の検査予約簿(図 3.4)へ必要事項を記入して行います。原則として、申請物件ごとに記入してください。

図 3.4 検査予約簿

検査日時	指定店名	検査場所	申請者	備考
※記入例※	下水セツビ(株)	本庄3-5-3	下水幸二	
本庄 / (月)	9:30~			
	10:00~			
	10:30~			
	11:00~			
	11:30~			

3.6.3 検査の事前連絡

完了検査の際には、申請人または居住者にあらかじめ連絡をして、敷地内に立ち入り、設備を検査する旨を必ず連絡しておいて下さい。

実際に、事前の連絡を怠ったことにより、先方とトラブルになったケースが過去に数例あります。
法では、職員に調査のための立ち入り権限が規定されていますが、これには指定店までは含まれません。場合によっては住居侵入の罪に問われる可能性もありますので、連絡を怠らないようにしてください。

3.6.4 検査の方法

検査を予約(3.6.2)した日時に現地集合とします。検査には、必ず申請書類記載の責任技術者が立ち会ってください。

検査項目は、通常、表 3.6 のとおりです。

やむを得ず代理の方が立ち会う場合でも、必ず工事店所属の責任技術者の資格を持つ方が立ち会うようにしてください。どうしても都合がつかない場合は、検査を延期していただきます。

表 3.6 通常検査項目

検査項目	方法	判断の目安
外観	目視	基準を満たしているか
ます配置		竣工図と違いがないか
ます数		竣工図どおりか
配管状況	ミラーによる目視	汚水の滞留や管の曲がりがないか
流水状況	最上流から水を流す	汚水の滞留がないか

3.6.5 抜き取り検査について

通常行う完了検査と併せて、抜き取りで詳細な検査を行うことがあります。該当する場合には、検査の前日までに市から連絡します。

抜き取り検査では、理論勾配を検証します。詳細な算定の方法は、4.1.8 を参照してください。現地で計測する項目は表 3.7 のとおりです。

表 3.7 抜き取り検査での検査項目

検査項目	方法	備考
ます深さ	スケール等で測定	
管路長	巻尺等で測定	
ますの天端レベル差	レベルで測定	

※外構施工などによる天端調整を経ている可能性等を踏まえ、勾配が不自然に異ならない限りは、測定値と竣工図の数値とが必ずしも一致している必要はありません。

3.7 書類の記載内容の検証

市では、一連の書類の形式を審査しますので、通常は記載内容の真偽の検証は行いません。書類の記載内容の真偽に関する責任は、原則としてその書類を作成した側にあるものとして処理しています。

記載内容の不備により生じる可能性のあるトラブルの例として、

- ・申請者未承諾の工事(申請者欄に虚偽記載)
- ・土地所有者未確認によるトラブル(所有者欄に虚偽記載・事実の調査不足)
- ・前倒し着工隠し(工期欄に虚偽記載・記載なし)
- ・図面の記入不足(不備)による基準からの逸脱(特殊な排水形態など)

などが考えられます。

3.8 罰則規定

本庄市下水道条例には、条例の規定に違反した者に対しての罰則を規定しています。また、本庄市指定下水道工事店規則による処分も併せて示しますので、ご確認ください。

これらが、全ての状況で即時適用されるとは限りませんが、程度と頻度によつては保証できかねますので、ご承知おきください。

表 3.8 市条例第 25 条の罰則

違反行為の概要		罰則適用対象
宅内工事	確認前着工(無届工事を含む)	行為者
	完了届の未提出や遅延	申請者または届出者
	開始届の未提出や遅延	申請者または届出者
	指定店外の者による工事实施	行為者
除害施設	除害施設設置の不履行	施設設置義務者
	除害施設に関連する届出の未提出や遅延	工事实施者
	除害施設等管理責任者が変更命令を拒否	施設設置義務者
その他	占用物の現状回復指示を拒否	行為者
	無申請の取付管工事	行為者
	書類に不実の記載がある	申請者または届出者

表 3.9 本庄市指定下水道工事店規則による処分

指定店に対するもの

条例、施行規則または工事店規則に違反したとき	指定を取り消し、または1年を超えない範囲において指定の効力を停止
市長が指定店として不適当と認めたとき	

責任技術者に対するもの

条例、施行規則または工事店規則に違反したとき	指定を取り消し、または1年を超えない範囲において指定の効力を停止
市長が責任技術者として不適当と認めたとき	
本市に登録を受けた責任技術者が、他の市町村組合において、そこでの下水道条例、同施行規則またはこの規則に準ずる指定下水道工事店規則に違反したとき。	

第4章 技術上の基準

排水設備の技術上の基準は、下水道法施行令第8条および本庄市下水道条例施行規則第4条に規定されるものを基礎とします。

このほか、詳細な施工方法については、協会指針および排水設備工事責任技術者講習会テキスト²³にも準じますが、本文と重複する項目がある場合には、本文の内容を優先して検討してください。なお本文は小口径ますの使用を想定して記述されていますので、他の施工による場合には、適宜読み替えて運用してください。

また、やむを得ず技術上の基準によることが困難な場合には、必ず事前に市と協議してください。

いずれの場合においても、その設備が利便性や機能的に優れているものであっても、下水道関連法規やその他の建築関連法規に抵触しないことが前提となります。

4.1 屋外排水設備

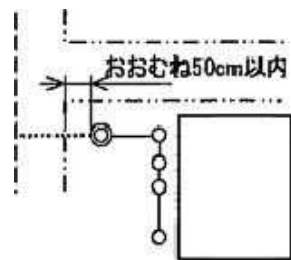
4.1.1 取付ますの位置

取付ますは、管路の管理区分の境界です(→2.2)。また、取付ますは、取付管が横断する官民の敷地境界と取付ます端部との距離が、おおむね50cmになるように設置してください。

条例では、「排水設備を取付管等に固着させる箇所は、公道境界線に接し、かつ、義務者が自己の土地内に設置したますの部分とする。」とあります。このため、取付ますは公私境界線に可能な限り近い位置となります。

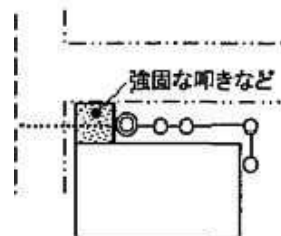
また、取付ますの位置調整の目的では、取付管に屈曲部を追加することはできません。調整は取付管を延長または短縮するのみとします。主な例を図4.1に示します。

図 4.1 取付ますの配置



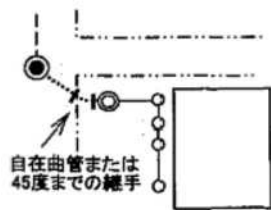
取付管の延長および短縮のみを行い、取付ますを規定どおり設置し、家屋の配置に合わせて宅内ますを配置します(→4.1.2)

※既存取付管の先端位置が必ず取付ますの位置になるわけではありません

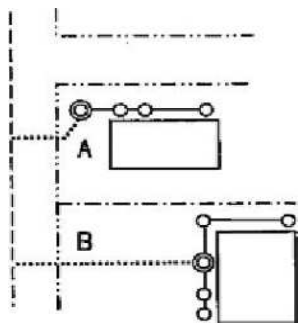


主としてつなぎ換えの現場で、回避が困難な障害物がある場合には、取付管を延長または短縮し、必要最小限の範囲ですることができます(図では延長、要事前協議)

²³ 以下、「テキスト」



取付管が、横切る官民境界に対して斜めに設置されている場合、おおむね 45° 以下の継手を用いて調節することができます。ただし、取付ますの直近に用いることとします(要事前協議)



A 宅内ますを省略して取付管を振らないでください

B 宅内ますを省略して取付管を延長しなしてください

※いずれも市の管理部分を不当に増やすこととなりますので、注意してください

4.1.2 宅内ますの配置

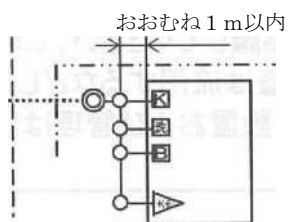
a : ます位置の原則

屋内配管が合流するますの位置は、建物の外形線からおおむね 1m 以内が目安となります。ただし、地形や家屋形状、土地利用状況により、これによらないことが適切な場合も多くあります(図 4.2)。

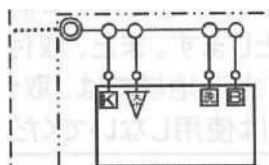
b : 排水器具とますとの距離

屋外に設置する排水器具は、ますまでの距離が最大で器具配管径の 60 倍程度までとし、器具の直近に掃除口を設けるようにしてください。それ以上では、手前にますを設けることとします。

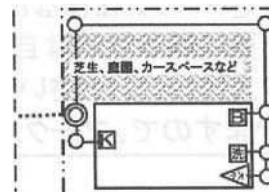
図 4.2 宅内ますの配置



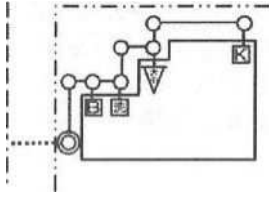
合流ますは、家屋外形線から離れすぎないように設置するのが基本とします



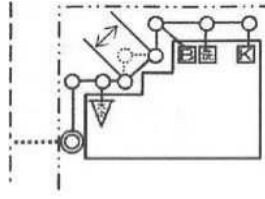
合流ますが家屋外形線から離れる場合、流入管径の 60 倍までは、家屋近くの屋外部分に掃除口を設けてください。それ以上はますを設置します



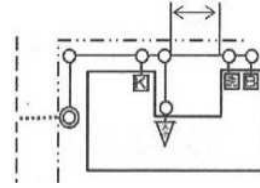
障害物などがある場合、敷地隅などに経路を回避することもできます



排水経路は、なるべく家屋外形線に沿わせるようにします



家屋の形によっては、厳密に沿わせる必要がない場合もあります(矢印の区間)



経路の一部を意図的に家屋外形の沿わせず、ますを削減した例です(矢印の区間)

※掃除口については、指針およびテキストおよび4.2.9も参照してください
 ※この図では、器具配管はすべて直近の壁面から垂直に出て、ますまで取り回しの屈曲がないものとしています

4.1.3 ますの最小径

a : 取付ます

農業集落排水処理施設の処理区域では、公費にて内径 200 mmのますを設置していることから、一般の住宅や小規模な事業場など、通常考えられる使用形態では、公共下水道区域での取付ますは内径 200 mm以上のものを用いるものとします。

b : 宅内ます

H=120 cm程度までは内径 150 mm以上とし、それ以上深い場合は内径 200 mm以上とすることを推奨します。維持管理に支障が出ないよう、深さに応じて適切に選定してください。

4.1.4 会合点のます

屋内系統との会合点は、45度または90度で合流するものとします。直角で合流する場合には、逆流防止のための十分な段差(→4.1.5)を確保してください。

また、複数の屋外系統の合流には、対面合流を採用することもできます。この場合でも、汚水の逆流や飛散のないような仕様としてください。

4.1.5 段差ます

トイレ排水の会合点では、逆流防止のための段差ますを用いてください。ただし、起点ますは除きます(→4.2.7)。

4.1.6 管路の高さ調整

a : ドロップます

ドロップますを用いる場合には、流出部に大曲がりを使用してください。ただし、落差が小さく、大曲がりを使用できないときには、エルボを用いることができます(図 4.3)。

選定の目安を表 4.1 に示します。

図 4.3 ドロップますの施工例

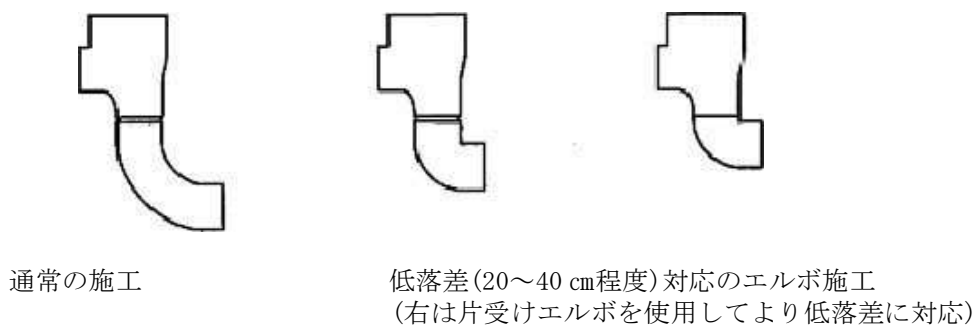


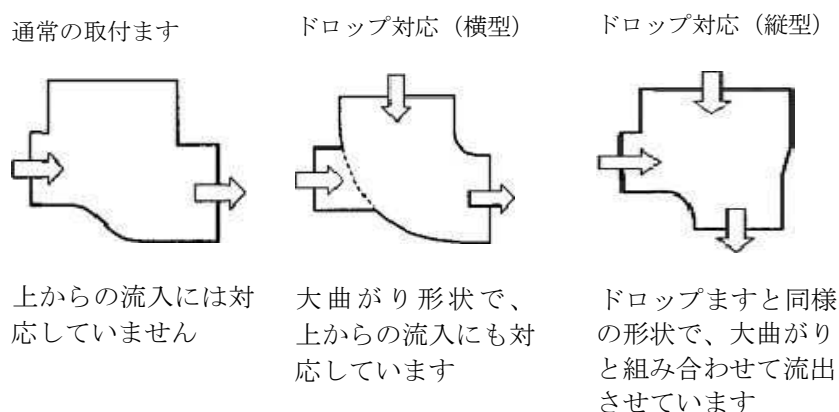
表 4.1 段差点での施工判断

優先	段差[cm]	仕様	備考
1	35 程度～	ドロップます+大曲がり	差し口型も検討する
2	20~40 程度	ドロップます+90° エルボ	差し口型も検討する
3	20 以下①	施工条件の再検討	土被り調整を行う
4	20 以下②	勾配調整による	6~7 %程度まで (要協議)

b : 取付ます

取付ますでは、対応製品に限りドロップさせることができます(図 4.4)。流入部は、アジャスターやサドル、受け口などを適宜使用してください。

図 4.4 ドロップ対応の取付ます



c : 副管

副管は、コンクリートますなどの段差点に掃除口として用いられていることから、ますに付随する設備と考えられます。また、段差点にはますを設置する²⁴こととなっていますので、小口径ます施工の現場で、ドロップますの代替として副管を用いることはこれに反します。小口径ます施工の現場では、経常的に副管を用いないください。

ただし、狭小地であるなどの物理的制約がある場合では、例外的に使用を認めますので、適宜協議してください。

配管経路の微調整は、大曲がりの流出方向を振ることで行えるため、流入側にドロップますを用いたとしても、副管と同様に行うことができます。
 なお、副管で合流はできませんが、小口径ドロップますは複数系統の合流ができる製品があります。

4.1.7 その他の特殊ます

a : L型トラップます(溜めます)

汚水が滞留し悪臭の原因になることもありますので、雨水系統以外では設置しないようにしてください。また、既設の系統を流用する場合はインバート仕様に追加工するか、ますを入れ替えてください。

4.1.8 配管の勾配

a : 標準勾配

配管の勾配は、法施行令では原則として100分の1以上です。

施工におけるばらつきなど、外的要因により最小勾配割れが起こることを考慮して、指針およびテキストに準じた勾配を採用し、φ100では100分の2以上、φ150では100分の1.5以上とします。

以上をふまえたうえで、現場での物理的制約等やむを得ず標準勾配をとれない場合には、必ず事前に協議して下さい。

²⁴ 流路の方向または勾配が著しく変化する箇所には、ますまたはマンホールを設ける（第8条1項8号ロ）とあり、会合点・屈曲点・段差点はこれにあたります

表 4.2 汚水管の管径および勾配

排水人口 (人)	管径 (mm)	勾配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

b : 勾配の計算

配管の勾配を算定するには、管路長とます深さをを用いて算出します (図 4.5)。しかし、地盤高やますの天端高の違い等により、ます深さの実測値を計算に用いることが適当でない場合がありますので、基準となるますとの天端高との差もしくは、地盤高を平面図に記載します。

地盤高の変動やますの天端調整などの影響で、ますの深さの実測値を勾配の計算に用いることが適当でない場合があります。このような現場では、ますの深さと基準点との天端差を用いて調整した値を鉛直方向の距離とします (図 4.6)。

図 4.5 勾配の概略図

$$\text{理論勾配} = \frac{[(\text{流入ます深さ}[\text{cm}]) - (\text{流出ます深さ}[\text{cm}])]}{100 \times (\text{管路長}[\text{m}])}$$

例) 流入ます深さ 64[cm]
 流出ます深さ 60[cm]
 管路長 2.0[m] の場合

$$\text{理論勾配} = \frac{[(64[\text{cm}]) - (60[\text{cm}])]}{100 \times (2.0[\text{m}])} = \frac{4/2}{100} = \frac{2}{100}$$

※ます深さの採寸位置は、ます内の段差の影響を除外するために、上流ますは流出側、下流側の管路内径下端とします

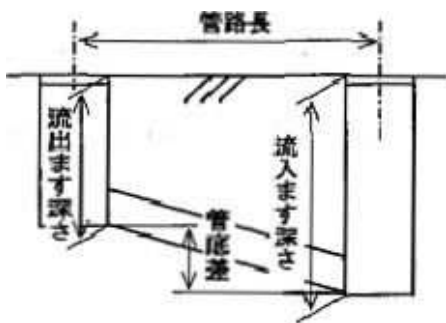
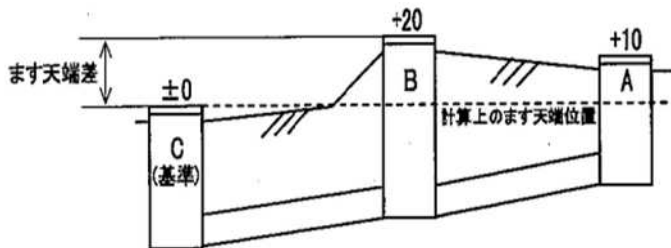


図 4.6 ます深さの補正



※AB間の勾配を計算するには、(Aの流出ます深さ) - (Aの天端差) と (Bの流入ます深さ) - (Bの天端差) を求めて、ますの高さを基準高にそろえて、理論値とします

4.1.9 管路途中の継手

管路の屈曲点や管径の変化する箇所にはますを設ける²⁴ ことになっているため、単独で曲管や継手類が使用されることはありませんが、容易に回避できない微調整に限り、一部の継手を例外的に使用することを認めます。ただし、必ず事前協議することとし、事後申告は認めません。

a : 継手

11.5° の継手または同等の自在継手を、状況に応じて使用できることとします。ただし、ますの直近に使用することとし、施工後に容易にます間を見通せなければなりません。

図面にも記載する必要があります。記載または事前協議なき場合は、無断施工扱いになります。延長のためのソケットは経常的に使用して構いません。

b : 曲管

曲管は用いずに、製品の継手で対応してください。

c : 異径接合

異径接合部は管底合わせとし、ますと併設してください。

d : 3次元継手・S字継手

屋外排水設備では用いずに、ますの配置および勾配、上被りの調整で対応してください。

4.2 屋内排水設備

4.2.1 排水系統

汚水は、その性状により 3 種類に分類²⁵されます。排水系統はこれらの区分ごとに独立して屋外排水設備に合流させることを基本とします。

特に、特殊排水系統では放流前に排水の水質を改善しなくてはならないことが多いため、必ず独立の系統としてください。

4.2.2 ディスポーザシステム

ディスポーザシステムは、日本下水道協会が提唱する性能²⁶を満たすものに限り、設置を認めます。採用する場合には、事前に市と協議してください。また、申請時に条例に基づく必要書類を添付していただきます。(→6.6)

ディスポーザの単体使用については、北海道歌登町において国土交通省、道および町により社会実験が行われ、平成 17 年 7 月に「ディスポーザ導入時の影響判定の考え方」が示されています。本市では不適正な使用等による悪影響を考慮して、設置は「処理槽付きディスポーザ(ディスポーザ排水処理システム)」のみとしています。

²⁵ 汚水排水、雑排水、特殊排水

²⁶ 下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)、平成 25 年 3 月

4.2.3 床下集合配管

いわゆるヘッダー方式は、施工の省力化などのメリットがあり、現在では次世代型の排水設備として認知されつつあります。しかし、現状では統一的な規格化がなされていないなど、一般的な工法とは言えないため、採用にあたっては設置する製品の仕様等を十分に確認し、検討する必要があります。また、必ず事前に協議していただくとともに、採用する場合には、別途書類の提出をお願いしています。(→6.7.8)

一般に、屋内配管の取り回しが複雑になる傾向にあります。場合によっては、別途掃除口を増やす必要を生じることがあります。(→4.2.9) 採用にあたっては事前に十分検討してください。

4.2.4 屋内配管とますとの合流

屋内配管は、完成後に外部からは容易にその状況を確認することができません。このため、将来のメンテナンス性も考慮して、適切な設計および施工をしてください。

a：最短経路優先

屋内配管の取り回しは、排水器具に近い建物壁面より屋外に出し、経路を必要以上に長くしないでください。

取り回しの都合で複雑な経路となる場合で、容易にメンテナンスが可能なよう、適切な位置に掃除口を設ける場合には、この限りではありません。

b：合流角度

屋内配管と宅内ますは、流路の方向と鋭角に合流させてください。やむを得ず90°合流とする場合には、各種段差ますを用いるなど、逆流に十分配慮してください。

トイレからの排水を90°合流(屋外側段差の有無問わず)により合流させ、汚水が上流へ逆流し、上流側に固形物が残ってしまう事例が多くあります。

c：屋内排水管の延長について

屋内排水管の掃除口と、屋外排水管のますは、おおむねトレードオフの関係にあります。屋内排水管を延長させ、屋外排水設備を省略する場合には、延長する排水横枝管に適宜掃除口を設けてください(→4.2.6)。

4.2.5 地中埋設管

屋内の土間部分など、地中埋設管による区間は、設備の更新が特に困難なことが多いため、仕様の決定および施工には十分注意してください。

製造業等の特殊排水系統の一部など、開渠による施工が適切な場合もありますので、使用形態を十分に考慮した設計をしてください。

飲食店における厨房の床排水は、他の排水が流入しない場合に限り、開渠とすることができます。この場合、臭気対策を適切に行ってください。

4.2.6 屋内配管系統における掃除口

屋内配管の掃除口の設置基準は、協会指針およびテキストに準じます。ただし、一般住宅等の比較的小規模な排水設備において、通常の使用下において問題となるケースがほとんど確認されないことを考慮して、掃除口設置に関する基準を若干緩和して運用しています。より広範な状況に対応するため、頻出するケースを以下のとおり例示しますので、参考にしてください。なお、このほか同等のケースにも適用するものとします。

- a : トラップますの流入部立ち上がり (図 4.7)
- b : 45° を超える急激な流路の変化が 4 箇所²⁷を超えない位置 (図 4.8)
- c : 屋外配管の代替として設置する排水横主枝管の起点 (図 4.9)

図 4.7 トラップの掃除口

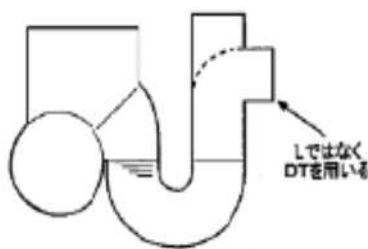
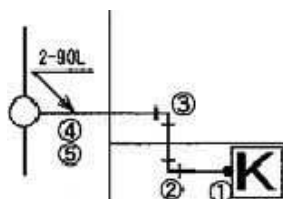


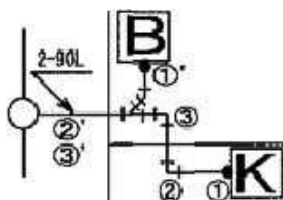
図 4.8 曲がりの多い配管

A



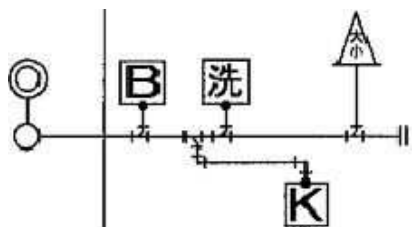
キッチン系統が 5 箇所を対象となります。
この場合には、
a) ②および③を 2~45L とする
b) 経路の途中に掃除口を設ける
などの対策が考えられます

B



キッチン系統は A と変わりませんが、バス系統が合流していることにより、A の④と⑤に該当する箇所がバス系統から対応することができるため、対象となりません

図 4.9 起点の掃除口



屋外配管のスペースを確保できない場合や集合住宅などで、屋内で複数の排水を合流させる時には、排水横枝管の最上流に掃除口を設けます。

²⁷ 取り回しによる 90 度エルボ (90L) の連続使用を主として想定しています。協会指針 (p23-) およびテキストでは 1 箇所でも適用となりますが、ワイヤー式等の清掃器具を使用して対応可能であると判断し、若干緩和しています。なお、大曲がり (LL) は急激な流路の変化としては取り扱いません

4.2.7 除害施設

除害施設は、法規の基準を満たさない下水を排出するおそれのある排水設備(群)について、最終放流口ごとに基準を満たす水質に改善するための設備です。

除害施設の設置が必要となるのは、以下の表 4.3 に該当する場合です。施設計画時に協議し、条例による手続が別途必要ですので十分注意してください。

ただし、日間排水量が条例に定める量より少ない場合には、除害施設の設置義務はありませんが、排水の状況に応じて、適宜阻集器等(→4.2.8)を設置する必要があります。

表 4.3 除害施設の設置基準

①条例第 10 条に規定する水質基準

水質項目	基準	免除の特例
温度	45℃未満	日間排水量 30 立方 _{メートル} 未満を除く
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満	
n-hex 抽出物(鉱油)	5 mg/ _{リットル} 以下	
n-hex 抽出物(動植物油)	30mg/ _{リットル} 以下	
よう素消費量	220mg/ _{リットル} 以下	50 立方 _{メートル} 未満

※いずれも、基準に適合しない場合は除害施設を設置しなければなりません。

②条例第 10 条の 2 に規定する水質基準

水質項目	基準	免除の特例
法施行令第 9 条の 4 第 1 項の物質 (有害物質 27 種、生活環境項目 15 種)	(略)	生活環境項目は日間排水量 50 立方 _{メートル} 未満の工場または事業場を除く
温度	45℃未満	日間排水量 30 立方 _{メートル} 未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素	380mg/未満	
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満	30 m ³ /日未満
BOD (生物化学的酸素要求量)	5 日間 600 mg/ _{リットル} 未満	50 m ³ /日未満
SS (浮遊物質)	600 mg/ _{リットル} 未満	
n-hex 抽出物(鉱油)	5 mg/ _{リットル} 以下	30 m ³ /日未満
n-hex 抽出物(動植物油脂)	30 mg/ _{リットル} 以下	
窒素含有量	240 mg/ _{リットル} 以下	50 m ³ /日未満
磷含有量	32 mg/ _{リットル} 以下	

※いずれも、基準に適合しない場合は除害施設を設置しなければなりません。

※BOD は、5 日間値です。

※製造業、ガス供給業の事業者は、別の規制値が適用される場合があります(第 2 項による)。

4.2.8 阻集器

除害施設の設置義務が適用されない場合でも、条例に規定する内容に該当する排水箇所には、所定の阻集器を設置してください。(→6.5)

表 4.4 阻集器を必要とする業種および業態

名称	対象業種・業態	対象物
グリストラップ	営業用調理場	動植物性油脂
オイルトラップ	給油所、洗車場、その他工場・事業場全般	ガソリン、可燃性溶剤、揮発性液体、機械油等
サンドトラップ (砂阻集器)	工場・事業場全般	土砂、石屑、セメント等
ヘアトラップ(※) (毛髪阻集器)	理髪店、美容院、プール、公衆浴場等	毛髪
ランドリートラップ(※) (繊維くず阻集器)	営業用洗濯場等	糸くず、布くず、ボタン等
プラスタトラップ(※)	外科ギプス室、歯科技工室等	プラスタ、貴金属等の不溶性物質

※ユニット式の機械器具等で、当該機能が付属する場合は除きます。

4.2.9 特定施設

水質汚濁防止法施行令別表第一により、業種ごとに定められた施設を特定施設といいます²⁸ (表 4.5)。特定施設を設置する工場または事業場(特定事業場)は、法に基づいて事前に所定の届出を行わなければなりません。(→3.1) なお、届出は施設の設置者が行うことになっていますので、必ず事前に協議してください。

宅内の申請と特定施設の届出は互いに独立しています。例えば、特定施設の計画が確認される前でも、宅内設備の申請内容が確認されていれば、特殊排水系統と関係のない系統の施工を行うことは差し支えありません。

²⁸ 法第12条の2

表 4.5 主な特定施設 (抜粋)

種類	該当業種・施設
1 の 2	畜産農業またはサービス業の用に供する施設 イ 豚房施設 ロ 牛房施設 ハ 馬房施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソースまたは食酢の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
8	パンもしくは菓子の製造業または製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐または煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
23	パルプ、紙または紙加工品の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設およびパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む) リ セロハン製膜施設 メ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業または製版業の用に供する施設 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
47	医品製造業の用に供する施設 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設 ホ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設 イ 妙造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
63	金属製品製造業または機械器具製造業(武器製造業を含む)の用に供する施設 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム・鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
64	ガス供給業またはコークス製造業の用に供する施設 イ タールおよびガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設
66 の 2	旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 3	共同調理場に設置されるちゅう房施設
66 の 4	弁当仕出屋または弁当製造業の用に供するちゅう房施設
66 の 5	飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積 420 平方メートル未満除く)
66 の 6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積 630 平方メートル未満除く)
66 の 7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、または客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積 1500 平方メートル未満除く)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置される施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗施設 ハ 入浴施設
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査または専門教育を行う事業場に設置される施設 イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設

4.3 私道の設備

4.3.1 設備の位置づけ

公共下水道の供給開始以後にできた私道²⁹には、公費で本管を敷設していません。このため、私道に複数の世帯が接する場合には取付管対応とし、私道に共同で設置した宅内排水設備を経由して、下水道へ放流することになります。(→1.4.2)

4.3.2 ますの仕様

私道の設備に設置するますは、大型車両が出入りする可能性を考慮して、T-8以上の耐荷重性能を持つ製品を用いてください。

また、未舗装の場合には十分な大きさの巻きコンを施すなど、管路が損傷することの無いよう、適切な措置を講じるよう特に留意して施工願います。

4.3.3 管径と勾配

私道の設備を設置するような場所では、各戸の配管延長を含めると50m以上になるものがあります。この場合には、優先して宅地内の勾配を確保できるように配慮して、設計・施工にあたってください。表4.6に方策の例と優先順を示します。

表 4.6 勾配調整

優先順	勾配確保の方策		備考
1	私道	緩勾配かつ大径管使用	φ150使用で最小1%程度まで
2	宅地	配管の底上げ（土被りを少なく）	家屋裏手等で支障がない場合
		緩勾配を採用する	最小1.5%程度を目安とする

4.4 例外措置について

現地の状況に応じて柔軟な対応を図るため、事前協議を前提に例外的な施工を認める場合があります。ここでは代表的な例を示しますので、計画の参考として下さい。

4.4.1 既設管の使用

浄化槽などで用いていた管路に詰まりがなく、そのまま使用した場合でも、下水を滞留させることなく流下できる場合には、既設管を使用することができます。この場合には既設管使用願(→6.1)を提出してください。

施工当時の状況を考慮して、管径は75mm以上、勾配は1/100以上であることを目安とします。
--

4.4.2 勾配確保の優先順

取付管の土被りの割に配管延長が長くなると、標準勾配の確保が困難になることが多くあります。表4.6の宅地項目の優先順位に従って、適切な仕様を検討してください。

²⁹ 位置指定道路だけでなく、通路としての土地も含まれます

4.4.3 異径ソケット

異径ソケット³⁰を用いる場合は、立て管以外では偏心の製品を用いて、管底接合としてください。なお、屋外設備ではますと併設してください（→4.1.9 c）。

4.4.4 屋外露出配管

状況により、やむを得ず屋外露出配管による場合には、耐候性や強度などを十分に考慮した仕様としてください。

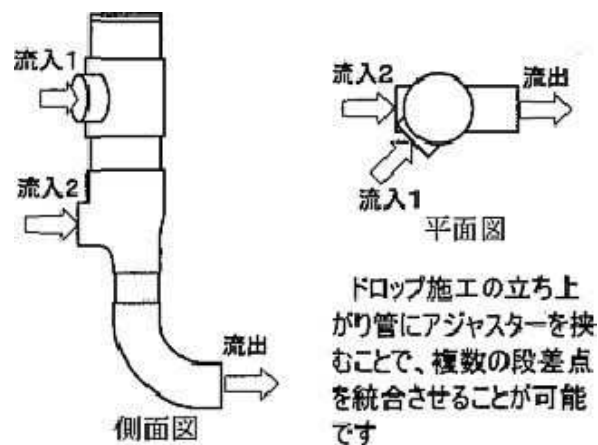
露出配管部は、塩ビ管の場合 VP を使用してください。³¹

4.4.5 複数段ドロップ

系統同士の合流点において、各系統の管底高が異なり、かつ勾配調整や管底調整によることが困難な場合には、取付ますを含む合流点において図 4.10 のように複数段のドロップとすることが可能です。

最も管底高の高い系統から最下端の系統までの立て管の径はますと同径とし、流出部には、最大の落差に応じて適切な飛散防止の措置を講じてください。
なお、屋外排水設備の系統同士の合流点に限りますので、取付ますにおいて屋内配管を直接最終ますに合流できるものではありません。

図 4.10 複数段ドロップの施工例



³⁰ プッシング、インクリーザなどとも呼ばれます

³¹ 協会指針

第5章 図面の作成

5.1 図面作成上の留意点

5.1.1 図面の意義

本市では原則として縦断面図の添付を要しないことから、設計や施工の状況を知るうえで、平面図は非常に重要な書類です。市と指定店とのスムーズな情報伝達のためにも、明瞭かつ具体的に記入して下さい。

申請図面は、各設備の位置関係の概要を捉え、施工にあたって無理が生じないか否かを検証するためのものです。つまり、あらかじめ把握した数値や現況をもとに、考え得る最適な経路および仕様を検討した結果を紙面に表現したものです。

しかし、現場では状況が変化することがしばしば起こります。施工にあたっては、それら現場の変化に対応しつつ、設計の意図を損なわない範囲で現場での修正が加えられていきます。

その結果としての完了図面は、申請図面をもとに、施工における突発的な要素を踏まえた結果が忠実に転記されたものでなければなりません。

このため、必ずしも申請図面とおりに施工が行われなければならない、ということはありません。しかし、あくまで設計上の意図を満たしたうえでの変更でなければ、あらかじめ申請図面を確認する意味がありません。明らかに別のものになると推定される状況（→表 3.4）では、変更部分について無断施工扱いとなる場合がありますので、随時に市と事前協議し、必要に応じて申請図面の修正または差し替えを行ってください。

5.1.2 記入すべき要素

図面に記入すべき要素は、条例により規定されています³²。市では、記入された情報の真偽までは検証しませんので、事前の調査を十分に行ったうえで記入してください。

a：申請地の境界線（隣地、公私）

必ずしも現場の見た目通りではありません。うっかり他人の土地に施工することのないようにしてください。

b：道路および下水道施設の配置

敷地境界線と同様に、申請者が使用すべき取付管を正確に特定してください。他人の排水設備を使用（→6.4）する際には、接続先が分かるような記入を心がけてください。

原則として、取付管が本管の取り出し位置（人孔+距離[m]）より敷地境界に対して直角に出ているものとしたとき、当該取付管が横切る敷地境界線を接道部分とする敷地の所有者が使用できるものとします。

³² 下水条例第6条、同施行規則第4条

c : 建設物の間取りおよび排水器具の配置

複数階の間取りは、排水設備および系統を含めて同様である場合以外は、必ず記入してください。また、台所、浴室、洗濯場、便所および外流し等、排水設備をもれなく記入してください。一部接続の場合であっても、接続しない排水設備も記入する必要があります（→5.1.3）。

排水設備の配置が同じであっても、配管の取り回しが異なる場合には別のものとして取り扱いますので2階建ての建築物では省略できません。
排水設備がないフロアの場合には、その旨を注記することで、当該フロアの平面図の記入を省略できます。ただし、「2F排水設備なし」等のコメントを付すこととします。

d : 管渠、ます等の配置、形状、寸法および勾配

申請図面は、施工に無理がないよう、しっかりと検討のうえ作成してください。なお、数値の記入方法は、指針およびテキストによります。（→5.1.4）

完了図面は、現場を忠実に表すよう留意してください。見かけ上で基準をクリアさせるための数字あわせは厳禁です。

e : 除害施設、ポンプ施設、阻集器およびその他必要な設備の配置

設備の配置と種類が分かるように、屋内屋外の別を問わず記入してください。なお、特殊な施設については、構造図等の書類を添付していただくことがあります。

また、除害施設にあつては条例による所定の届出が必要です（→4.2.7）。

5.1.3 接続しない排水設備

宅内排水設備の工事を行うにあたっては、申請者の都合等でやむを得ず接続できない排水設備（→6.2）であっても、必ず図面に記入する必要があります。

5.1.4 端数処理

図面に用いる数値は、指針およびテキストに準じて記入してください。（表 5.1）

表 5.1 図面の記載数値

種別	単位および数値の丸め		記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで、3位を四捨五入	7.85
マンホール、ますの寸法	cm	整数	45
管径（呼び径）	mm	整数	150
管の勾配		小数点以下1位まで、分母100とする	1.5/100
掃除口の口径	mm	整数	75
ます、マンホールの深さ	mm	整数	43
ますの天端高	mm	整数	(+15)

※協会指針 p135 表 6-8 より作成

必要以上に数値を丸めると、情報が伝わりきらなくなります。逆に、いたずらに精度の高い数字を用いても、無意味であるばかりか、不当な品質を要求あるいは保証していることとなります。

5.1.5 つなぎかえ工事の屋内配管

つなぎかえ工事の場合には、詳細な屋内配管の状況が判らないことが多くあります。この場合には、系統の調査（排水器具とますの対応）を行うことで足りることとします。

5.2 設備図記号

5.2.1 図記号の表記ゆれについて

設備図記号は、協会指針およびテキストのものと従来より本市で用いているもので、若干の違いがあります(表 5.2)。図面上の表記は統一されていることが理想ですが、互いの理解に支障のない範囲で幅を持たせることも、実務上有意です。市が従来より用いてきた表記と協会指針およびテキストとの表記とが異なっている場合は、いずれの表記を用いてもよいこととします。また、積極的に注釈を入れる等、情報が明確に伝わるように配慮してください。

このほか、水道メータや屋内に使用する継手など、施工の状況が判る程度に記入してください。特に屋内の配管状況は、完了時には確認できないため、適正な設計および施工の保証として、経路および継手の使用状況を重点的に記入してください。(→5.2.2)

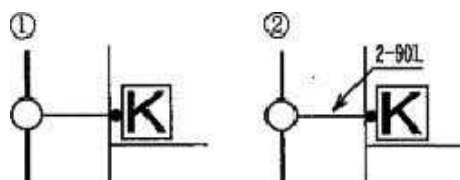
5.2.2 屋内配管

屋内配管は、設備の工事完了後にはその状況を容易に確認することができません。このため、その仕様について把握するには、指定工事店が作成する完了図面に頼らざるを得ません。

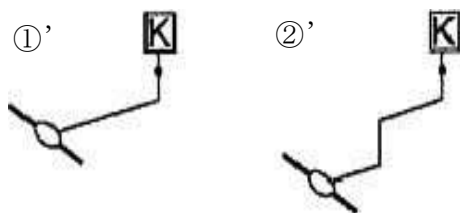
特に、敷地および建築物の構造等の制約があると、屋内配管の取り回しが複雑になる場合が多くあります。このような場合、平面図のみではその仕様を確認することが困難になります。配管立図を部分図に用いる等、結果的に不適切な仕様を隠すことにならないようにしてください。

図 5.1 配管立図により状況が明確になる例

平面図



配管立図



平面図①のように記入してある場合、通常は①'であると判断されるが、実際には②'のようになっていることが多い。平面図のみで表現するのであれば②'のようにすべき。また、平面図が煩雑になるのを避けるには、余白に引き出す等して、②'のような部分立図を別記することも有効である。

5.2.3 雨水系統

本市は分流式公共下水道であるため、雨水系統は申請および完了の図面には記入しなくてよいこととします。

雨水排水を側溝等の水域に放流する場合は、当該水域の管理者に必ず問い合わせ、その指示に従い処理してください。管理者は、国、県、市、排水組合、個人および法人であることが一般的です。なお、本市所管の公共用水域(側溝等)への接続は、道路法第32条申請を要します。

5.2.4 副管と掃除口

副管と掃除口は同じ材料を使用することが多く、図面上では両者の区別を明確にしてください。この判断は、本来的に意図する機能によることとします。

副管として設置する部分に掃除口の記号を記入したり、その逆がないように注意してください。

5.2.5 取付ますのオフセット

取付ます端と公私境界との距離を必ず記入してください。

条例では、取付ますの位置は境界から50cm以内となっています。市が管理する部分を不当に増やさない範囲で移動することは可能ですが、事前に協議していただく必要があります。

5.2.6 水道メータ

下水道料金を的確に徴収するために、完了検査時に水道メータ番号を確認しています。図面には、既設・新設を問わず、全てのメータの位置を必ず記入してください。

市が下水道に接続する水栓(水道メータ)をきちんと把握できないと、料金の賦課もれがおこる可能性があります。条例では、「詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免かれた者」に対して徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額または5万円以下の過料を規定しています。

表 5.2 指針およびテキストと従来よりの表記の比較 (抜粋)

名称	指針および テキスト	市従来・他	名称	指針および テキスト	市従来・他
大便器			排水管		
			通気管	細破線	
小便器			立管		
兼用便器	大便器と兼用		ます		
浴場			ドロップます		
流し			底部有孔ます	 直線が下流側	小口径では区別せず
洗濯機			トラップます		トラップ記号にて 適宜図示
手洗・洗面			最終ます		
床排水			境界線	黒細一点線	
			隣地境界線	境界線と兼用	
外流し	流しと兼用		建物外壁	黒細線	
			建物間仕切り	黒破線	外周と兼用
トラップ			新設管	太線	
			撤去管	黒太線	
掃除口			既設または在来管	太破線	
			排水溝(宅地内)		
露出掃除口		掃除口と兼用	水道メータ	なし	
阻集器			床下集合配管		適宜図示
除害施設	なし		ディスポーザ (システム型)		適宜図示

※色の指定がない記号は、赤で記入してください

※その他、注記によりできる限り具体的に表記してください

5.3 記入における注意点

5.3.1 ます番号

協会指針およびテキストに準じて、最上流のますから番号を付けてください。複数の系統がある場合でも、任意の系統ごとに番号を振り直さず、ます番号が重複しないようにしてください。

番号はますのみを数えるので、掃除口や副管は一連の番号には含まれません。

5.3.2 区間長

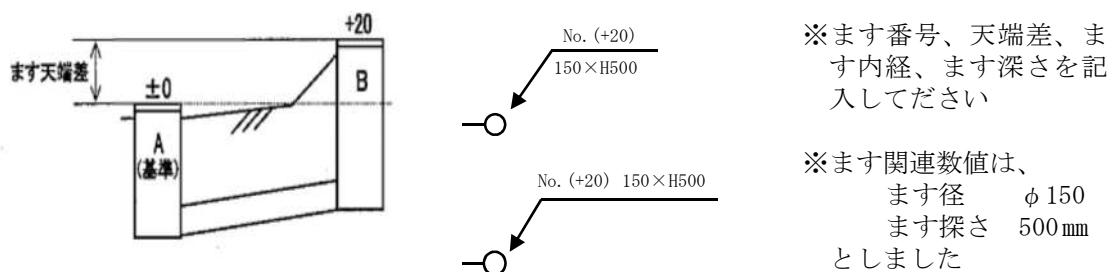
図面における配管の長さについては、従来は管渠長を記入することでしたが、指針およびテキストに準じて管路長を採用します。

勾配の計算には、この数値を用いることとしますので、後述する基準と併せることで、図面に記載する数値で概況の確認がほぼできるようになります。

5.3.3 ますの天端高さと地盤高

数値が不正な場合には、市で図面による検証ができなくなり、適正な施工をしたにもかかわらず図面上で問題が発生する可能性があります。必ず、指定の位置あるいはそれに準ずる方法で採寸した値を用いてください(図 4.5～図 4.6)。また、記入の方法は図 5.2 によります。

図 5.2 ますに関する記入例①

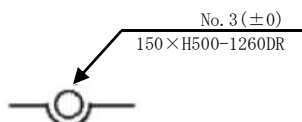
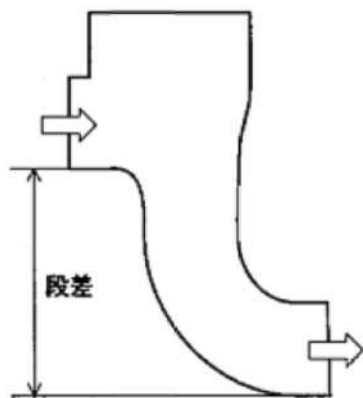


5.3.4 段差点の表記

段差点では、流入と流出の深さを必ず図面に記入してください(図 5.3)。段差ますを用いた場合にも同様です。

図 5.3 ますに関する記入例②

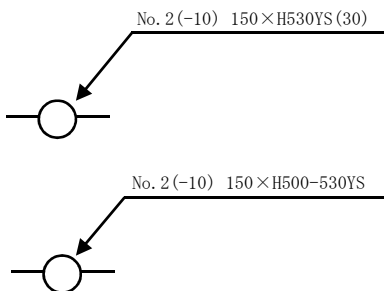
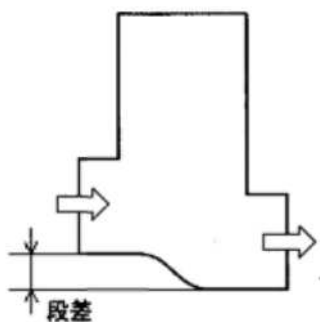
ドロップ施工の場合



※ます関連の数値は、
 ます径 $\phi 150$
 ます天端差 ± 0
 流入深さ 500 mm
 段差(落差) 760 mm
 流出深さ 1260 mm
 としました

※図記号は、底部有孔ますのものを用いても支障ありません(表 5.2)

段差ますの場合



※ます関連の数値は、
 ます径 $\phi 150$
 ます天端差 -10
 流入深さ 500 mm
 ます内段差 30 mm
 としました

第6章 その他の添付書類

計画および施工の状況等(表 6.1)により、別途書類の提出を要することがあります³³。

表 6.1 追加提出書類の例

適 用	備 考
既設管使用	指定工事店によるチェックを経た確認
一部排水のみ接続	使用量の算定方法に対する確認 接続義務を免れたものではないことの確認(敷地内の排水は、外水道を除き全て下水道に接続しなければならない)
取り壊し不接続	
一部水栓のみ接続	
承諾書	設備共用や土地使用の同意を確認
阻集器・ディスポーザ設置	適切な仕様および維持管理の保証
基準外・特殊施工	無断施工または仕様逸脱の抑止

6.1 既設管の利用

設備の新設、増設および改築時に、既存の屋外排水設備を継続して使用することができます(→4.4.1)。管径、勾配およびますの形状など、下水道の排水設備としての仕様を満たすものであるかを確認したうえで、申請者と連名にて既設管使用願(様式7.3.2(共通))を提出してください。

6.2 一部排水のみの接続

受益者は、原則として全ての排水を下水道に排除しなければなりません。しかし、少しでも多くの排水を下水道による処理対象とするため、諸事情により一度に全ての排水設備工事を行えない場合などを考慮して、暫定的に一部の排水のみの接続とすることができます。このとき、できるだけ早い時期に全ての排水を下水道に接続する旨の確約を書面によりいただきます。

以下に代表的な例を示します。

表 6.2 一部不接続が考えられる場合

接続状況		考えられる状況
排水の一部のみ接続 (→6.2.2)	汚水系統	単独浄化槽をまだ使用したい
	雑排水系統	器具はあるが既に使用していない 接続費用が捻出できない
	特定の排水器具	単独浄化槽が壊れた くみ取り便所だけを新しくしたい
	既存建築物	近々取り壊す予定がある 浄化槽またはくみ取りのままで、使う予定がある
複数水栓の一部のみ接続(→6.2.3)		戸建てアパートで現人居建物だけを接続したい

³³ 下水条例第6条

6.2.1 外流しは接続できません

一般家庭に設置される戸外のいわゆる「外流し」は、その多くが主に手洗いなどの用途でのみ用いられています。また、水栓柱のみ設置する場合には、その使用形態が同様であっても、通常は下水道に接続されることはありません。よって、外流しの接続はしない事とします。

公共下水道では、下水道使用料は上水道使用料水量から認定³⁴することとなっていますので、実際には下水道に排除されない上水道使用分も当該下水道の使用量として含まれますので、この点を了承していただく必要があります。

6.2.2 その他の排水の一部不接続

浄化槽やくみ取りからのつなぎ換えなどで、一度に全ての排水を下水道に接続できない事情がある場合、必要最小限の排水のみの接続工事だけでも行うことができます。また、近日中に除却予定の建物からの排水も不接続とすることができます。完了検査までに、確約書(一部不接続または取り壊し不接続…様式 7.2.3/7.2.5)を提出してください。この場合にも、上水道使用量が排水量となります。

6.2.3 複数水栓の一部の不接続

戸建てのアパートなどで、敷地内にある水栓のうち、その一部のみを接続対象とした場合には、できるだけ早い時期に、残る排水を下水道に接続する旨の確約を書面によりいただいています。ただし、散水栓は除きます。完了検査までに、確約書(様式 7.2.7)を提出してください。

6.3 特殊営業に係る排水量の減免措置について

製氷業など、給水と排水とでその量が大きく異なる場合には、自己負担で排水量の計測メータを設置し、使用料金の調定を都度申請することで、下水道使用料金が減免されます³⁵。

メーターによる計量のほか、減免対象量を適切な方法で計算した場合でも、対象となる可能性があります。詳細についてはお問い合わせください。

6.4 排水設備の共用

自己の敷地(共有のものも含む)に排水設備を設置するだけでは公共下水道に接続できないと市が認める場合、他人の敷地および排水設備を利用して、これを行うことができます。この際には、将来にわたる必要最小限の共用を双方が承諾する必要があるため、承諾書(様式 7.3.7)を連名で提出していただきます。

当事者間の契約文書の有無は問いませんが、将来的にトラブルが生じないよう、きちんと契約を取り交わすことをおすすめしています。

³⁴ 下水道条例第 15 条の 3

³⁵ 下水道条例第 15 条の 4

6.5 阻集器の設置

グリストラップをはじめとする阻集器類は、適切な選定と維持管理のもとで使用しなければ、その機能を発揮することができません。これを怠ると、下水道の機能が阻害され、近隣の住民や市に多大な迷惑をかける可能性があります。このため、阻集器の維持管理を適切に行う旨の誓約書(様式 7.3.5)と、仕様を付した選定根拠を書面にて提出していただくことになっています。

グリストラップの清掃を行わなかったり、容量を超える使用を長期にわたり続けると、油脂分が下水道本管に大量に流れ込み、本管を詰まらせます。このときの復旧にかかる費用は、その全額を原因者に請求しますので、十分に注意してください。

6.6 ディスポーザシステムの設置

ディスポーザシステム(4.2.2)を設置するには、ディスポーザシステム維持管理誓約書(様式 7.3.6)に維持管理が適切に行われる旨の書面および仕様書等を添えて提出していただくことになっています。

6.7 基準外施工

現場の状況により、標準的な仕様にて施工することが困難な場合は、完了検査までに基準外施工承認書(様式 7.3.3)を提出していただきます。なお、着工前に必ず入念な協議を要しますので、くれぐれも事前着工を行わないようにしてください。

工事が先行して基準外施工となっている場合には、適切な仕様になるよう手直しをしていただきます。

6.8 特殊な施工

特殊な工法もしくは材料で施工しようとする場合には、事前に特殊排水設備等承認願(様式 7.3.4)を提出していただきます。

床下集中排水システム(ヘッダーます)を採用する場合は、こちらを提出していただきます。

第7章 書類の様式

排水設備新設等の工事の申請・完了書類およびその他の添付書類の様式は以下のとおりです。

表 7.1 書類一覧

書 類	備 考
排水設備新設等確認申請書	下水道工事実施 5 日以上前に提出 (様式第 1 号第 5 条関係)
排水設備工事設計材料調書	(様式第 2 号第 5 条関係)
排水設備等変更（軽微な変更）届	確認申請後に計画変更が必要な場合 (様式第 3 号第 6 条関係)
排水設備等完了届	下水道工事実施 5 日以内に提出 (様式第 4 号第 7 条関係)
除害施設新設等届	(様式第 7 号第 10 条関係)
除害施設休止（廃止）届	(様式第 8 号第 10 条関係)
除害施設設置（構造の変更等）工事完了届	(様式第 8 号の 2 第 10 条の 2 関係)
除害施設承継届	(様式第 8 号の 3 第 10 条の 3 関係)
除害施設等管理責任者選任（変更）届	(様式第 8 号の 4 第 10 条の 4 関係)
除害施設等管理責任者特認申請書	(様式第 8 号の 5 第 10 条の 5 関係)
公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届	(様式第 9 号第 11 条関係)
本庄市農業集落排水設備新設等確認申請書	(様式第 1 号第 3 条関係)
排水設備工事設計材料調書	(様式第 1 号の 2 第 3 条関係)
本庄市農業集落排水設備工事完了届	(様式第 3 号第 4 条関係)
本庄市農業集落排水処理施設使用（開始・休止・廃止・再開）届	(様式第 5 号第 6 条関係)
本庄市農業集落排水処理施設使用料人数変動届出書	集落排水使用開始時及び利用世帯の人数変動時に提出 (様式第 7 号第 9 条関係)
一部不接続確約書（下水）	宅内の一部の排水を不接続とする (様式 7.2.3（下水）)
取り壊し不接続確約書（下水）	撤去予定の建築物の排水を不接続する (様式 7.2.5（下水）)
一部水栓のみ接続確約書（下水）	一部水栓からの排水のみを接続 (様式 7.2.7（下水）)
グリストラップ維持管理誓約書	グリストラップ設置の際に提出
ディスポーザシステム維持管理誓約書	ディスポーザシステム設置の際に提出
書類（下水・集排共通）	備考（下水・集排共通）
既設管使用願	排水設備の一部に既設管を使用 (様式 7.3.2（共通）)
基準外施工承認願	標準的な施工が困難な場合に提出 (様式 7.3.3（共通）)
特殊排水設備等承認願	特殊な工法・材料等を用いて施工 (様式 7.3.4（共通）)
承諾書	排水接続に他人の土地・排水設備を使用 (様式 7.3.7（共通）)

様式第1号(第5条関係)

排水設備新設等確認申請書				年 月 日
(あて先)本庄市長				住所 申請者 氏名 (印) 電話
次のとおり排水設備を施工したいので申請します。				
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 撤去			
設置場所	(住居表示) 本庄市 ----- (地番表示) 本庄市			
設置者区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> その他事業名() <input type="checkbox"/> 特定施設 <input type="checkbox"/> 除害施設※			
使用形態 ※	<input type="checkbox"/> ディスポーザ使用(形式) <input type="checkbox"/> ディスポーザ不使用			
排除汚水の性質	<input type="checkbox"/> 一般生活排水 <input type="checkbox"/> その他()			
使用水別	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 併用		排水量 1日平均 m ³	
上水道メーター番号		井戸メーター番号		子メーター番号
排水戸数	戸	排水人口	人	土地面積 m ² ※必要に応じて記入
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		融資	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書類	<input type="checkbox"/> 利害関係人の承諾書(申請者と土地等の所有者が異なる場合) <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 排水設備工事設計材料調書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 縦断面図(設置個所の面積が1,000 m ² 以上の場合) <input type="checkbox"/> その他()			
委任状	受任者	住所 指定店名 代表者名 電話 責任技術者		
	委任者	上記申請の排水設備に係る一切を上記の者に委任します。 (印)		
供用開始年度		年度	賦課年度	
受益者負担金		<input type="checkbox"/> 完納 <input type="checkbox"/> 納付中 <input type="checkbox"/> 未納 <input type="checkbox"/> 猶予取消し <input type="checkbox"/> その他()		
処理欄				
			決裁日	年 月 日

※太枠内を記入のこと。
 ※排水設備の設置に関し、利害関係人がある場合は、当該利害関係人の承諾書を添付して申請すること。
 ※除害施設の設置については、除害施設新設(使用)等届によること。
 ※ディスポーザ使用の場合は処理槽汚泥引抜等の適切な維持管理確認書添付(維持管理業務委託契約書等)
 ※申請者、委任者及び受任者について、署名(自書)する場合は押印を省略することができます。

様式第3号(第6条関係)

排水設備等変更（軽微な変更）届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> <p style="margin-top: 20px;">(あて先)本庄市長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 住 所 申請者 氏 名 電 話 </div> <p style="margin-top: 10px;">次のとおり排水設備の一部を変更したいので届け出ます。</p>			
確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所			
変 更 事 項			
添 付 書 類			
指 定 工 事 店	所在地 名 称 電 話		
排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者		登 録 番 号	第 号
備考			

様式第4号(第7条関係)

排水設備等完了届				
				年 月 日
(あて先)本庄市長				
住所				
申請者 氏名				
電話				
次のとおり排水設備の工事が完了しましたので届け出ます。				
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 撤去			
設置場所	(住居表示) 本庄市 ----- (地番表示) 本庄市			
設置者区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> 特定施設			
使用形態	<input type="checkbox"/> ディスプレイ使用 <input type="checkbox"/> ディスプレイ不使用			
排除汚水の性質	<input type="checkbox"/> 一般生活排水 <input type="checkbox"/> その他()			
使用水別	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 併用			
確認番号	申請	年	月	日
		除害施設確認番号		
完了年月日	年	月	日	検査希望年月日
		年	月	日
添付書類	<input type="checkbox"/> 排水設備工事設計材料調書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 縦断面図 (設置個所の面積が 1,000 m ² 以上の場合)			
住所				
指定店名				
代表者名				
電話				
責任技術者				
検査済証番号		上水道水栓番号		メーター番号
検査結果 <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格				
検査事項				
検査日 年 月 日 検査員氏名				決裁年月日 年 月 日

※太枠内を記入のこと

(表)

除害施設新設等届 年 月 日 (あて先)本庄市長 住 所 設置者 氏 名 電 話 除害施設について次のとおり届け出ます。			
1 届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		
2 設 置 場 所	本庄市		
3 除害施設施工者住所 氏 名	(電話)		
4 排水設備施工者住所 氏 名	(電話)		
5 工 事 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
6 製 品 名			
7 生 産 量			
8 作 業 時 間	時 分 から 時 分 まで	休 業 日	
9 添 付 図 書	ア 付近の見取図 イ 配置図 ウ 生産工程図 エ 除害施設設置計画書 オ 除害施設の設計書		

(注意) 排水設備の工事については、別途届け出ること。

(裏)
施設の内容及び排水の内容

施設の内容		排水の内容				
(処理方法)	排水の種類	1 メッキ排水 2 酸洗浄排水 3 アルカリ洗浄排水 4 その他洗浄排水 5 その他				
	最大排水量	$m^3/日$ 系排水 $m^3/日$ $m^3/時$ 系排水 $m^3/日$ $m^3/時$ 系排水 $m^3/日$ $m^3/時$				
	項目	単位	計 画		※	
			原 水	処 理 水	完 了 後	
	温 度	℃				
	水 素 イ オ ン 濃 度					
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	$mg/リットル$				
	浮 遊 物 質 量	$mg/リットル$				
(施設の内容)	ノルマルヘキサン抽出物含有量		$mg/リットル$			
	内 訳	鉍油類含有量	$mg/リットル$			
		動植物油脂類含有量	$mg/リットル$			
	沃 素 消 費 量		$mg/リットル$			
	フエノール類含有量		$mg/リットル$			
	シ ア ン 含 有 量		$mg/リットル$			
	アルキル水銀含有量		$mg/リットル$			
	有 機 燐 含 有 量		$mg/リットル$			
	カドミウム含有量		$mg/リットル$			
	鉛 含 有 量		$mg/リットル$			
	クロム(六価)含有量		$mg/リットル$			
	砒 素 含 有 量		$mg/リットル$			
	総 水 銀 含 有 量		$mg/リットル$			
	ク ロ ム 含 有 量		$mg/リットル$			
	銅 含 有 量		$mg/リットル$			
	亜 鉛 含 有 量		$mg/リットル$			
	鉄(溶解性)含有量		$mg/リットル$			
	マンガン(溶解性)含有量		$mg/リットル$			
	フ ッ 素 含 有 量		$mg/リットル$			

様式第 8 号(第 10 条関係)

<p>除害施設休止(廃止)届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)本庄市長</p> <p style="text-align: right;">住所 設置者 氏名 電話</p> <p>除害施設について次のとおり届け出ます。</p>	
1 届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
2 設 置 場 所	本庄市
3 除害施設施工者住所 氏名	(電話)
4 排水設備施工者住所 氏名	(電話)
5 休止(廃止)年月日	年 月 日
備考	

様式第 8 号の 2(第 10 条の 2 関係)

除害施設設置（構造の変更等）工事完了届 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> （あて先）本庄市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 設置者 氏名 電話</div> 除害施設の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。	
1 設 置 場 所	本庄市
2 設 置 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
3 施 設 内 容	
4 完 成 年 月 日	年 月 日
5 使用開始予定年月日	年 月 日
6 施 工 者 住 所 氏 名	
7 排 水 設 備 施 工 者 住 所 氏 名	
備考	

様式第 8 号の 3(第 10 条の 3 関係)

除害施設承継届 年 月 日 (あて先)本庄市長 住所 承継者 氏名 電話 除害施設に係る届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		
1 工場又は事業所の名称		
2 工場又は事業所の所在地		
3 除害施設の内容		
4 除害施設の設置場所		
5 承継の年月日	年 月 日	
6 被承継者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
7 承継の原因		

様式第 8 号の 4(第 10 条の 4 関係)

除害施設等管理責任者選任（変更）届 年 月 日 （あて先）本庄市長 住 所 設置者 氏 名 電 話 除害施設等管理責任者を選任(変更)したので、次のとおり届け出ます。	
1 設 置 場 所	
2 除害施設管理責任者氏名	(年 月 日生)
3 資 格	
4 資 格 取 得 年 月 日	
5 所 属 部 課 名	(電話)
備考	

様式第 8 号の 5(第 10 条の 5 関係)

<p>除害施設等管理責任者特認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)本庄市長</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 電話</p> <p>除害施設等管理責任者の特認を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
1 設 置 場 所	
2 除害施設等管理責任者にしようとする者の氏名	(年 月 日生)
3 履 歴	最 終 学 歴 (年 月 日卒業)
	職 歴
4 所 属 部 課 名	(電話)
5 申 請 理 由	

様式第 9 号(第 11 条関係)

公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		
(あて先)本庄市長 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">住所 申請者 氏名 電話</div>		
公共下水道の使用について次のとおり届け出ます。		
開始(変更)年月日	年 月 日	
使用場所	本庄市	
届出区分	公共下水道の使用(<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開) <input type="checkbox"/> 使用者の変更 <input type="checkbox"/> 排除汚水の性質等の変更 ()	
使用者住所氏名 (使用者の変更)	新 旧	
用途	<input type="checkbox"/> 家庭用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 製造用 <input type="checkbox"/> その他()	
上水道メーター番号 井戸メーター番号		<input type="checkbox"/> 上水道(水栓番号) <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 併用
排水設備計画確認	年 月 日 第 号	
下水道番号	指定工事店名	
備考		

※休止・廃止の場合には、休止・廃止予定日より前に届け出すること。
 休止・廃止日のメーターの写真を後日提出してください。

様式第1号(第3条関係)

本庄市農業集落排水設備新設等確認申請書			
			年 月 日
(あて先)本庄市長			
			住所 申請者 氏名 ㊟ 電話
次のとおり排水設備を施工したいので申請します。			
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 撤去		
設置場所	本庄市		
設置者区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> その他事業名()		
使用形態 ※	<input type="checkbox"/> ディスポーザ使用(形式) <input type="checkbox"/> ディスポーザ不使用		
排除汚水の性質	<input type="checkbox"/> 一般生活排水 <input type="checkbox"/> その他()		
使用水別	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 併用	排水量 1日平均 m ³	
上水道メーター番号		井戸メーター番号	子メーター番号
排水戸数	戸	排水人口	人 土地面積 m ² ※必要に応じて記入
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		融 資 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書類	<input type="checkbox"/> 利害関係人の承諾書(申請者と土地等の所有者が異なる場合) <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 排水設備工事設計材料調書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 縦断面図(設置個所の面積が1,000 m ² 以上の場合) <input type="checkbox"/> その他()		
委任状	受任者	住所 指定店名 代表者名 ㊟ 電話 責任技術者	
	委任者	上記申請の排水設備に係る一切を上記の者に委任します。 ㊟	
処理欄			
			決裁日 年 月 日

※太枠内を記入のこと。

※排水設備の設置に関し、利害関係人がある場合は、当該利害関係人の承諾書を添付して申請すること。

※ディスポーザ使用の場合は処理槽汚泥引抜等の適切な維持管理確認書(維持管理業務委託契約書等)を添付すること

※申請者、委任者及び受任者について、署名(自書)する場合は押印を省略することができます。

様式第 5 号(第 6 条関係)

本庄市農業集落排水処理施設使用（開始・休止・廃止・再開）届 年 月 日 (あて先)本庄市長 住 所 申請者 氏 名 電 話 農業集落排水処理施設の使用について次のとおり届け出ます。		
開始(変更)年月日	年 月 日	
処 理 施 設	<input type="checkbox"/> 田中 <input type="checkbox"/> 宮戸 <input type="checkbox"/> 牧西 <input type="checkbox"/> 滝瀬・堀田 <input type="checkbox"/> 仁手・下仁手・久々宇	
使 用 場 所	本庄市	
届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 処理施設の使用(<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開) <input type="checkbox"/> 使用者の変更	
使 用 人 員	人	
使用者住所氏名 (使用者の変更)	新 旧	
用 途	<input type="checkbox"/> 家庭用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 製造用 <input type="checkbox"/> その他()	
上水道メーター番号 井戸メーター番号		<input type="checkbox"/> 上水道(水栓番号) <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 併用
排水設備計画確認	年 月 日 第 号	
集 落 排 水 番 号		指定工事店名
備考		

※休止・廃止の場合には、休止・廃止予定日より前に届け出すること。
 休止・廃止日のメーターの写真を後日提出すること。

様式第7号（第9条関係）

本庄市農業集落排水処理施設使用料人数変動届出書

年 月 日

（あて先）本庄市長

住所
使用者 氏名
電話

本庄市農業集落排水処理施設使用料の人数に変動が生じたので、本庄市農業集落排水処理施設条例第15条の規定により次のとおり届け出ます。

処 理 施 設 名	
使 用 場 所	
変 動 前 の 人 数	人
変 動 後 の 人 数	人
変 動 の 年 月 日	年 月 日
変 動 の 理 由	
備 考	

確 約 書

(あて先) 本庄市長

私 は、このたび下水道接続宅内工事を行うにあたり、都合により一部の排水を不接続とすることを許可していただきたくお願い申し上げます。

なお、今回不接続とした部分は、できるだけ早い時期に公共下水道に接続することを確約致しますとともに、下水道使用料は検針水量により、その全額をお支払い致します。

接続できない部分とその理由

記入例) 敷地南側、既存外便所の使用頻度が極めて低く、接続に費用が多くかかるため。

年 月 日

申請者

住所.....

氏名.....

確 約 書

(あて先) 本庄市長

私 _____ は、このたび下水道接続宅内工事を行うにあたり、都合により一部のみの接続とすることを許可していただきたくお願い申し上げます。

残りの部分は、近く建物または排水器具を撤去する予定ですので、今回の接続を免除して下さるようお願い致します。

なお、下水道使用料は検針水量により、その全額をお支払い致します。

接続しない部分

記入例) 敷地南側の既存家屋からの排水

年 月 日

申請者

住所.....

氏名.....

確 約 書

(あて先) 本 庄 市 長

私 は、このたび下水道接続宅内工事を行うにあたり、都合により一部水栓からの排水のみの接続とすることを許可していただきたくお願い申し上げます。

なお、残りの部分につきましては、できるだけ早い時期に必ず公共下水道に接続することを確約いたします。

今回接続しない部分

記入例) 戸建てアパート6棟のうち、北側3棟の排水

年 月 日

申請者

住所.....

氏名.....

グリストラップ維持管理誓約書

使用者	業種
設置場所	
指定店名	
メーカー	
型式	
排水量[ℓ/日]または食数	

グリストラップ選定根拠

計算式等

維持管理方法

バスケットの残さ	1日に1回以上
浮上油の除去	1週間に1回以上
沈殿物の除去	1ヶ月に1回以上
トラップ管の清掃	2ヶ月に1回以上

以上のとおり適切な維持管理を行うことを誓約いたします。

また、建築物の譲渡等を行い、本設備を継続して使用する場合は、誓約内容を譲り受け人に引き継がせるものとします。

住 所

会社名

代表者

印

(署名又は記名押印)

添付書類

- 承認図面およびカタログ等の仕様が判る書類 (写し可)
- その他 ()

ディスポーザシステム維持管理誓約書

使用責任者

設置場所

メーカー

ディスポーザ型式

排水処理部型式

処理方式	□生物処理	□機械処理
設計放流水質	BOD	
	SS	
	ヘキサン抽出物質	
維持管理方法	点検頻度 回/年 業者委託の場合その名称 ※契約書の写しを添付のこと	
備考		

以上のとおり適切な維持管理を行うことを誓約いたします。

また、建築物の譲渡等を行い、本システムを継続して使用する場合は、誓約内容を譲り受け人に引き継がせるものとします。

住 所

氏 名

印

(署名又は記名押印)

添付書類

- 承認図面およびカタログ等、仕様が判る書類 (写し可)
- 維持管理に関する契約書類の写し
- その他 ()

既 設 管 使 用 願

(あて先) 本庄市長

このたび下水道接続宅内工事を行うにあたり、宅地内の既設管の調査をしたところ、現在使用している管には支障がありませんでした。つきましては排水設備の一部に既設管の使用を許可していただけるようお願い申し上げます。

なお、既設管を使用することで万一支障を来しても、自己の責任において対処することを約束致します。

年 月 日

指定工事店

店名.....

申請者

住所.....

氏名.....

基準外施工承認願

(あて先) 本庄市長

このたび下水道接続宅内工事を行うにあたり、以下の理由により施工基準外の設備を承認していただきたくお願い申し上げます。基準外施工部分に起因する不具合が生じた場合には、自己の責任において対処することを約束いたします。

なお、本件における施工は例外的なものであり、今後通例的に用いられるものではないことを、併せて確認いたします。

施工の内容

年 月 日

指定工事店

店名.....

申請者

住所.....

氏名.....

特殊排水設備等承認願

(あて先) 本庄市長

このたび下水道接続宅内工事を行うにあたり、以下の排水設備の設置を承認していただきたくお願い申し上げます。当該部分に起因する不具合が生じた場合には、自己の責任において対処することを約束いたします。

なお、本件における施工は例外的なものであり、今後通例的に用いられるものではないことを、併せて確認いたします。

設備の名称等	仕様および数量
ヘッダーます	※別紙のとおり

年 月 日

指定工事店

店名.....

申請者

住所.....

氏名.....

承 諾 書

私甲は、乙が計画している排水設備の経路として、甲が所有する排水設備および土地を乙が使用することを承諾します。

また、当該排水設備および土地を譲渡する場合、承諾内容を譲り受け人に引き継がせるものとします。

なお、承諾内容に変更が生じた場合は、市に届け出るものとします。

設置場所

年 月 日

甲(承諾者) 住所.....
氏名.....印
(署名又は記名押印)

乙(申請人) 住所.....
氏名.....印
(署名又は記名押印)

第8章 参考資料

8.1 誤接合対策事例

誤接合対策に関して、各都市で実施されている具体例について以下に示します。

【事例1】

排水設備の完了届および現地検査時において接続の有無を確認する事で、不備があれば指定工事店に切り替え工事を行うよう指導している。

【事例2】

新築工事にあたり、排水設備の検査を実施。目視または水を流す等により、誤接続の確認を実施する。

【事例3】

分流地区において、新規に排水設備計画届を受理した場合、全体固着調査を行い誤接続が生じないように確認する。

また、排水設備工事責任技術者に対し、誤接合防止について更新講習時など機会を捉えて周知を図る。

【事例4】

誤接合による影響や法令を丁寧に説明し、設置義務者（建物の所有者）に誤接合の改修義務について理解を得られるよう努める。

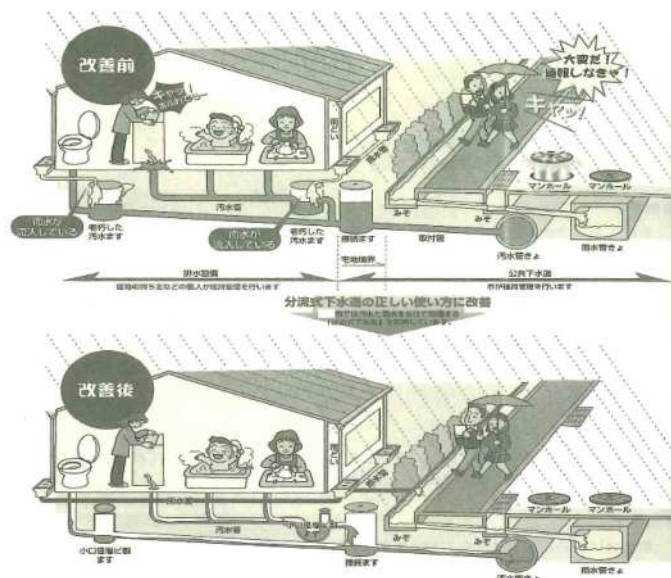
指定工事店を集めて実施する技術講習会等の機会を捉えて周知を図る。

排水設備の完成検査後にて誤接合が発見された場合には、施工した指定工事店を通じて改修依頼を行う。

【事例5】

増改築の建築確認申請時に、排水設備確認申請を行うよう指導している。

図 8.1 誤接合事例図



本庄市排水設備指針と解説

令和4年度版

令和5年4月1日発行

編集 本庄市上下水道部下水道課